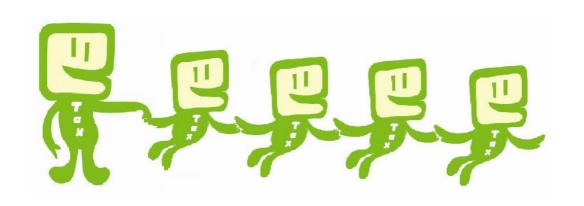
平成19年版

連結確定申告書 個別帰属額等の届出書 等の記載の手引



国 税 庁



詳しい情報は http://www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

目 次

I	連	基結確定申告書の提出 に	- 7/1C	1
1		連結確定申告書の提出	出先及び提出期限	1
2	2	時価評価法人等の申告	音等用紙について	1
3	3	消費税及び地方消費税	能ついて	1
4		連結確定申告書等の用	紙の送付について	2
5		連結確定申告書の添付	書類	2
6	i	個別帰属額及びその計	·算の基礎を記載した書類	3
7	,	連結確定申告書の添作	ナ書類の編てつ順について ······	4
П	個	別帰属額等の届出書の	提出について	5
1		個別帰属額等の届出書	Fの提出先及び提出期限	5
2	2	個別帰属額等の届出書	芽用紙の送付について	5
3	3		Fの添付書類	
4	ŀ		- 礎を記載した書類 ······	
5	•	個別帰属額等の届出書	きの編てつ順について	7
Ш	名	表の記載の仕方		8
		別表一の二(一)	「各連結事業年度の連結所得に係る申告書-普通法人(特定の医療法人を除く。)の分」の申告書	8
		別表三の二	連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」	14
		別表三の二付表	連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書	18
		別表四の二	連結所得の金額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
		別表四の二付表	個別所得の金額の計算に関する明細書	23
		別表五の二(一)	連結利益積立金額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
		別表五の二一付表一	連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書…る	30
		別表五の二(一)付表二	連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る 部分の金額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
		別表五の二〇	連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
		別表五の二二付表一	各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等及び租税公課の納付状況 等に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
		別表五の二二付表二	連結親法人の連結法人税個別帰属額の受払いに関する明細書	19
		別表六の二(一)	連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
		別表六の二(二)	連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書	55
		別表六の二二付表	各連結法人の外国税額の控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57

	別表七の二	連結欠損金等の損金算入に関する明細書
	別表七の二付表一	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細
		書61
	別表七の二付表二	連結欠損金個別帰属額に関する明細書
	別表八の二	連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書70
	別表九仨	連結法人間取引の損益の調整に関する明細書75
	別表十四の二	連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書77
	別表十五の二	交際費等の損金算入に関する明細書80
	別表十八の二	法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書82
	別表十八の二付表	- 連結中間納付額の調整計算に関する明細書83
	別表十八の二付表二	こ 最初の連結事業年度の前期実績基準相当額等並びに連結納税への加入及び その承認の取消しの場合の調整額の計算に関する明細書84
	別表十八の二付表	E 連結法人間合併、分割型分割等の場合の調整額の計算に関する明細書86
IV	「法人税申告書の記載	載の手引」に準じて記載するもの
	別表二	同族会社等の判定に関する明細書87
	別表五(一)付表	種類資本金額の計算に関する明細書87
	別表十一(一)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書87
	別表十一(一の二)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書88
	別表十一臼	退職給与引当金の益金算入に関する明細書88
	別表十四(一)	特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金不算入額の計算に関する明細書·····88
	別表十四(一)付表	特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書90
	別表十六(一)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書90
	別表十六口	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書91
	別表十六份	繰延資産の償却額の計算に関する明細書91
	別表十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書92
	別表十六(八)	一括償却資産の損金算入に関する明細書93
	別表十六仇	特別償却準備金の損金算入に関する明細書93
V	個別帰属額の届出書等	等の記載の仕方
	個別帰属額等の一覧	信表
		車結法人税の個別帰属額の届出書-連結親法人が普通法人(特定の医療法人 結法人の分96
VI	参 考	

Γ

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法……法人税法(昭40法律第34号)

令……法人税法施行令(昭40政令第97号)

規 則………法人税法施行規則(昭40大蔵省令第12号)

措置法……租税特別措置法(昭32法律第26号)

措置法令……租税特別措置法施行令(昭32政令第43号)

措置法規則………租税特別措置法施行規則(昭32大蔵省令第15号)

新信託法……信託法(平 18 法律第 108 号)

中小企業新事業活動促進法……中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法律第18号)

(注) この手引は、平成19年4月1日以後に終了する連結事業年度分の法人税申告書別表に対応しています。

I 連結確定申告書の提出について

1 連結確定申告書の提出先及び提出期限

連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に対し連結 確定申告書を提出しなければならないこととされています(法81の22)。

なお、連結親法人が、次に掲げる理由により提出期限までに連結確定申告書を提出することができない常況にあると認められる場合には、提出期限の延長の特例を申請することにより、連結確定申告書の提出期限を2月間延長することができます(法81の24)。

- ① 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しない ため、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない場合
- ② 連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額若 しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、連結事業年度終了の日の 翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない場合

ただし、特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間まで延長することができます。

- (注) 提出期限の延長の特例を受けるためには、最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長へ申請書を提出する必要があります。
 - 2 1の申請書は、法第75条の2((確定申告書の提出期限の延長の特例))の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人であっても、改めて提出する必要があることにご注意ください。

2 時価評価法人等の申告書等用紙について

設立事業年度等の承認申請特例(法4の3⑥)による申請に基づく場合における連結親法人の最初連結事業年度において、連結子法人が時価評価法人等に該当することにより、その連結子法人の承認を受けた日を含む事業年度を連結申告ではなく単体申告を行うこととなるときは、その連結子法人の所轄税務署に単体申告用の申告書等用紙の交付を申し出てください。

3 消費税及び地方消費税について

- (1) 消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんが、課税期間は法人税法上の事業年度とされているため(消費税法 19①二、地方税法 72 の 78③)、連結事業年度に合わせて課税期間が変わる可能性があります。特に、連結納税を適用する前において親法人と課税期間が異なる期間となっていた子法人についてはその課税期間が変更され、その変更後の課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告が必要となりますのでご注意ください。
 - (注) 法人税について連結確定申告書の提出期限の延長を認められている場合であっても、消費税及 び地方消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

(2) また、消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんので、消費税及び地方消費税の確定申告書の用紙は連結親法人又は連結子法人のいずれであるかにかかわりなく、課税事業者に該当する法人に送付しています。

4 連結確定申告書等の用紙の送付について

次に掲げる連結確定申告書等の用紙は、それぞれ次に掲げるものを、連結親法人の所轄税務署から 連結親法人あてに送付しています。

- (1) 連結確定申告書
 - ① 連結確定申告書別表一の二
 - ② 連結申告書別表セット (別表二から別表十六川までの別表のうち主要なもの)
- (2) 個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類
 - ① 個別帰属額等の一覧表
 - ② 個別帰属額の届出書(連結親法人分)
 - ③ 個別帰属額等届出書付表セット(別表四の二付表から別表十六(八までの別表のうち主要なもの) (連結親法人分)
- (3) 勘定科目内訳明細書(連結親法人分)
 - ・ 勘定科目内訳明細書セット

申告に当たり、(1)①「連結確定申告書別表一の二」及び(2)②「個別帰属額の届出書(連結親法人分)」以外の用紙につき税務署から送付した用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、送付が不要な場合には、連結確定申告書別表一の二及び個別帰属額の届出書の「別表等送付要否」欄の「否」欄に○をしてください。

なお、翌連結事業年度以降、別表等の送付を「否」とされた場合でも、(1)①、(2)②及び法人事業概 況説明書については、引き続き税務署から送付した用紙により提出してください。

5 連結確定申告書の添付書類

連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付します。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 事業概況書
- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し
- (7) 組織再編成に係る主要な事項の明細書
- ⑧ 特別償却の適用を受ける場合の明細書(特別償却限度額の計算に関する付表)及び圧縮記帳の適用を受ける場合の収用証明書など連結確定申告書に添付することが適用の要件とされている書類(以下「明細書・証明書等」といいます。)

6 個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類

個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類は、各連結法人ごとに作成し、連結確定申告書に添付することとなります。この連結確定申告書への添付に際しては、各連結法人ごとに作成した個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類を取りまとめ、その表紙として個別帰属額等の一覧表を付してください(「7 連結確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。)。

(1) 個別帰属額を記載した書類は、個別帰属額の届出書を使用して作成し、連結確定申告書に添付します。

なお、連結子法人分の作成に当たっては、連結子法人が本店又は主たる事務所の所在地の所轄税 務署長に届け出る個別帰属額の届出書の写しを使用することとして差し支えありません。

(2) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。なお、連結子法人分については、添付を省略することができます。

また、連結親法人分の作成及び添付に当たっては、次の点にご注意ください。

① 個別帰属額に係る明細書(各別表の付表)だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結親法人にあっては、「別表六の二〇一付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額9」の欄の金額の計算において「別表六の二〇一連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額16」の欄の金額が必要となるため、「別表六の二〇一付表」だけでなく「別表六の二〇」も併せて添付することとなります。

このことは、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に 関する明細書」、「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」などについても同様です。

② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあっては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

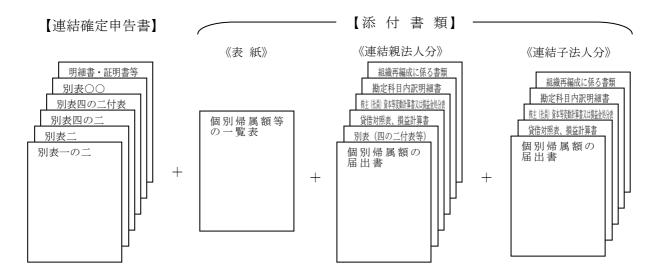
③ 連結親法人と連結子法人のすべてが記載される別表については、連結親法人以外の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算 入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額20」の欄の計算の基礎となる「損金不算 入額 4」の欄の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額が必要であるため、連結法人のすべてにつき「5」から「19」までの各欄を記載します。

このことは、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に 関する明細書」及び「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」についても同様です。

7 連結確定申告書の添付書類の編てつ順について

連結確定申告書の添付書類については、「個別帰属額等の一覧表」を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに次の順に並べた上で、連結確定申告書に添付して提出してください。



- (注) 1 添付書類の連結子法人分については、各連結子法人ごとに、以降同じ順で並べてください。
 - 2 上図では、連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類(申告書別表)の添付を省略しています(6(2)を参照してください。)。

Ⅱ 個別帰属額等の届出書の提出について

1 個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる 事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等の届出書(①個別帰属額の届出書、②個別帰属額の計 算の基礎を記載した書類)を提出しなければならないこととされています(法 81 の 25)。

2 個別帰属額等の届出書用紙の送付について

連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙については、連結子法人の所轄税務署から連結子 法人あてに次に掲げるものを送付しています。

- ① 個別帰属額の届出書
- ② 個別帰属額等届出書付表セット(別表四の二付表から別表十六(八までの別表のうち主要なもの) 届出に当たり、②の用紙につき税務署から送付した用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事 業年度以降、送付が不要な場合には、個別帰属額の届出書の「別表等送付要否」欄の「否」欄に〇を してください。

なお、翌連結事業年度以降、別表等の送付を「否」とされた場合でも、①及び法人事業概況説明書 については、引き続き税務署から送付した用紙により提出してください。

(注) 連結子法人の個別帰属額等の届出書用紙の送付先(連絡先)については、その送付先として連結 親法人の納税地を登録することにより、連結子法人の所轄税務署から連結親法人あてに送付するこ とができます。

今後、連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙の送付先を連結親法人の納税地とする場合には、連結子法人の所轄税務署長に異動届出書(連絡先の登録)を提出してください。

3 個別帰属額等の届出書の添付書類

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付します。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 事業概況書
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書
- 注 I5に掲げる連結確定申告書の添付書類のうち⑧の明細書・証明書等については、その明細書・証明書等が連結子法人に係るものである場合には、個別帰属額等の届出書にその写しを添付してください。

なお、規則第37条の6 第12 号から第14 号まで((外国税額控除を受けるための書類))の書類のうち連結子法人に係るものは、連結確定申告書に添付することに代えて、その連結子法人の個別帰属

額等の届出書に添付することもできます。その際には、連結確定申告書の別表六の二口にその旨を 記載してください。

4 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類

個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありませんが、添付を省略することはできません。この点、I6(2)と異なりますのでご注意ください。

また、作成及び添付に当たっては、次の点にご注意ください。

① 個別帰属額に係る明細書(各別表の付表)だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結子法人にあっては、「別表六の二口付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額 9」の欄の金額の計算において「別表六の二口)連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額16」の欄の金額が必要となるため、「別表六の二口付表」だけでなく「別表六の二口」も併せて添付することとなります。

このことは、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」、「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」などについても同様です。

② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあっては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

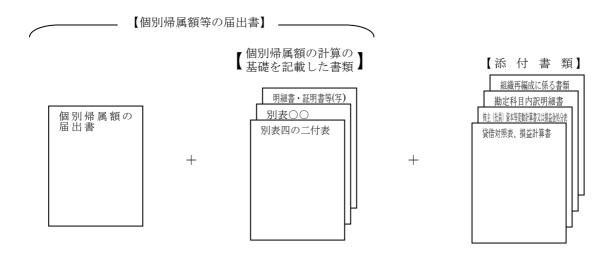
③ 連結親法人と連結子法人のすべてが記載される別表については、他の連結法人の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額 20」の欄の計算の基礎となる「損金不算入額 4」の欄の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額が必要であるため、連結法人のすべてにつき「5」から「19」までの各欄を記載します。

このことは、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」及び「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」についても同様です。

5 個別帰属額等の届出書の編てつ順について

個別帰属額等の届出書については、個別帰属額の届出書を表紙として、個別帰属額の計算の基礎を 記載した書類及び添付書類を次の順に並べた上で提出してください。



Ⅲ 各表の記載の仕方

別表一の二(一) 「各連結事業年度の連結所得に係る申告書一普通法人(特 定の医療法人を除く。)の分」の申告書

1 この表の用途

この表は、普通法人である連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合に使用します。

ただし、措置法第 68 条の 100 第 1 項 ((特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例)) に係る同法第 67 条の 2 第 1 項 ((特定の医療法人の法人税率の特例)) の規定により承認を受けた医療法人である連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合には、別表一の二(三)の申告書を使用してください。

2 各欄の記載要領

(1) 一般の場合

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「連結親法人名」及び 「代表者自署押印」					てく7 正本	ださい。 には必	ガナを この! ず代ま てくだ!	場合、
「同非区分」	別表二の「半んで表示します		で判定し	た区分を○で囲				
「旧納税地及び旧法人 名等」	動があった場合法人であった活る場合には旧紀を、本店又は言	会又は合併活 去人)の最後 内税地又はIII 主たる事務所 本店又は主た	法人が被合 後連結事業 日法人名(所の所在地 こる事務所	くは法人名に異 併法人(連結親 年度の申告をす 被合併法人名) と納税地とが異 の所在地を記載 す。				
「※税務署処理欄」	の一覧表の「過	上金額」欄(車結親法人及 欄における	こついては 及び連結子	せん。 、個別帰属額等 法人の個別帰属 額」欄の金額を	事業 なり、 る事系 がるこ	者免税 また和 答の効率	ま、消費点の参響化に対象化に対象に記事	き考と こおけ もつな
別表等妥适付要否要	るため、翌連約	吉事業年度以	以降、別表	紙を使用してい セット及び勘定 は、「否」欄に○				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
税理士法第30条 の書面提出有 の2の書面提出有	結事業年度以降た場合は、「要」	た、別表セン 欄に○を 0条 (税務 事項、審3	ット等の送付 してくださ 代理の権限の 査事項等を記	い。 の明示》又は第 記載した書面の	;			
「連結事業年度分の 申告書」	区分に応じてそ と記載します。	連結確定申告 れぞれ「連 申告書であ	告書と連結『 連結確定』又 かる場合には	中間申告書との は「連結中間」 に、「期限後連編	申告に、連間のの期に	書 結 申 場 計 間	月 平成 月 期間を	には、年日日日
「リース特別控除取戻税額5」	の認でるい① 取額 取設 取法 取税 取用定取次とも措り》措り備措り人措り額措り機にりにとこ置消 置消等置消税置消》置消械置消费置消税置消》置消械置消税置消》置消械。 まれ係第れ》第れ 第れに	第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第	2 (日は場だり) では、 1 (1) では、 1	連結事業年度 人税額に加算す	計無くだった。	に関す 記載し	、その4	田を別

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	営革新設備等 ⑦ 措置法第 り消されたが 税額》 ⑧ 平成 18 年 通信機器等を 除に関するが を有するもの	等に係る法 68条の15第 場合の情報 改正法附則 を取得した 経過措置》の のとされる 第12項(連	、 (税額) (7項(連結) (連結) (第 132 条(第 132 条(場合等の法 () の規定によ で成 18 年改 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	小連結法人の経 納税の承認を取 備等に係る法人 連結法人が情報 人税額その特別 正前の措置法れ で取り消され 、税額》				
「法人税額計10」	の支出がある	場合には、	使途秘匿金	する使途秘匿金 念の支出の額の して、記載しま	12」 に対 欄のi この	及び「差 する法」 記載に 外書き 0」に	、「控除 ・ 「控解 ・ 人税額 ・ 当たっ ・ をした ・ をして言	吉所得 13」の ては、 :金額
「仮装経理に基づく過 大申告の更正に伴う控 除法人税額11」	日の属する連絡 項に規定する の日から 5 年 かつ、その更 る法人税額の	古親法人事業 車結親法人事 以内に開始 正の通知書に うち前期以前	集年度(法領事業年度をい した連結事 こ記載され 前の法人税	の更正があった 第15条の2第1 います。)開始 業年度であり、 た繰越控除され 額からまだ控除 の金額を記載し				
「差引連結所得に対す る法人税額13」	この金額がなる場合は記載			又はマイナスと				
「連結中間申告分の法 人税額14」	この申告が〕 告により納付っ			合に連結中間申 載します。		かかわ	の納付らず記	
「差引確 定法人 税額 + の場合は その税額と し、マイナ スの場合は、 (17)へ記入		載しないで、	ください。	又はマイナスと この場合のマイ に記載します。				

欄	記	載	要	f ₂	頂	注	意	事	項
「この申告による還付 金額」の各欄	この申告が選 等の還付金額、 欠損金の繰戻し それぞれの金額	連結中間組	納付額の還 寸請求税額	付金額	汉は連結				
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	この申告が値には、還付請求 移記します。					日日連合いよ適散なき結るをかま結にてる格を事、欠還受	っで事よע解分余実去貴付け平の業、散散割きが第金》る成間年連等及型まあ81ののこ	成20に度親適び分する条繰規と意14年年終で法格合割)との戻定がしてる。する人格のででで	月するに併類の特を低に適き31る場つに似解別除連よ用ま
「(1)の金額又は800万円 × 12 相当額のうち少 ない金額30」から「連 結所得金額32」までの 各欄	当期末におい 1 億円以下の過 しない連結親注 記載します。	車結親法人	又は資本若	しくは	出資を有	金の名 が1億 法人に 合い場合	額又は 類円を 及び相 は、「そ き 33」(こは記	おける選出資金を担当を担当を担当の他のに記載しな	をはいません。
「(1)の金額又は800万円 × 12 相当額のうち少 ない金額30」	分子の空欄に 1月未満の端数 なお、この 満の端数がある 額を記載します の 1,000 円未 切り上げた金額	は切り上け 算式により言 る場合には、 けが、その対 満の端数よ	「ます。)を 十算した金? その端数 "裁が「1」 り多いとき	記載し 額に 1, を切り の連結	ます。 ,000 円未 捨てた金 所得金額				
「還付を受けようとする金融機関等」	「計 19」の 貯金口座への打 銀行等の名称、 載してください	預貯金口層	望される場 座名及びそ	合は、 の口座	その取引番号を記	によっ	る還付 : きは、	金の繰 請求税 別に還 が必要 [~]	・ 短額が 受付請

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	振込みを希望さ	れる場合に						
	通常貯金口座の	記号番号						
	取りを希望され							
	局名のみを記載	してくだる	さい。					

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「連結事業年度分の 申告書」	空欄には、 区分に応じて 連結中間」と	それぞれ「	修正連結確	中間申告書 定」又は「 [/]					
「連結中間申告分の法 人税額14」	この申告前 付額の還付金 除する前の追 す。	額がある場	合にも、そ		を控				
「所得税額等の還付金 額16」又は「連結中間 納付額17」						るか。		を受け に関係	
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	既に還付をより確定した。還付を受に還している場合、既に還している。とはここのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	連結欠損金 べき金額を 付を受けた の支払を受	額を基礎と 本書に記載 金額のほか けていると	しますが、 、その還付 きは、この	れるの際告	同」 修 還に 30 この	上の還作 E申告に けを受け す応する ,000円 =18,0 00,000	対加算金 30, よる還作 300, けるべき 5還付カ × 300, × 300, 500,	000円 000円額円額金円円額金円円額金円円額
「法人税額23」	この申告前 が、この申告 場合には、更 の「差引連結 結中間申告分 す。	が更正又は正決定通知	決定後初め 書の「更正」 る法人税額	又は決定の金 」の金額か	ある を額」 ら連				

欄	記載	要 領	注 意 事 項
「還付金額24」	この申告前の申告書の「16 既に還付された連結欠損金の を加算した金額を記載します は決定後初めてのものである 知書の更正又は決定後の還付 付金額との合計額を記載しま	の繰戻しによる還付金額 が、この申告が更正及 場合には、更正決定追 け所得税額等の金額と遺	による還付金額につき 還付加算金の支払を受 けている場合には、その
「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 25」	「15」、「19」及び「この 場合」の各欄のうち記載金額 の金額を記載します。この場 未満となるときは記載しない (1) 「15」と「23」とがある 額から「23」の金額を控除 (2) 「15」と「24」の本書と の金額と「24」の本書の金 (3) 「19」の本書と「24」の 「24」の本書の金額から「 除した金額	何のある欄に応じて、め合、その金額が 100 Pでください。 り場合には、「15」の金 した金額 がある場合には、「15 額との合計額 本書とがある場合には	
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」までの外書	各欄の外書は、この申告がよる還付金額が過大であったあり、かつ、その繰戻しによい場合に限り、次により記載(1) 「18」及び「19」には、の還付請求税額を外書きし(2) 「24」には、この申告前きします。 (3) 「25」には、「24」の外書書の金額を控除した金額を	ことによる修正申告でる還付が行われていた。 します。 この申告による減少後ます。 この還付請求税額を外書	

[留意事項 法人課税信託の名称の併記]

法第2条第29号の2(定義)に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、法人課税信託の名称の併記をする場合には、法人課税信託の名称を1番上段に、その法人課税信託の受託者の法人名を下 段に記載してください。

(注) 平成 19 年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。)については、従前どおりとされています(平成 19 年改正法附則 34①、平成 19 年改正令附則 8)。

(新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 109 号) 第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 26 条第 1 項、第 30 条第 2 項又は第 56 条第 2 項《新法の適用等》の規定により同法第 3 条第 1 項に規定する新法信託とされた信託をいいます。)

別表三の二 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果 18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が、法第 81 条の 13 第 1 項((連結特定同族会社の特別税率)) 及び平成 19 年改正前の法第 81 条の 13 第 1 項((連結特定同族会社の特別税率)) の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に使用します。

ただし、次の(1)に掲げる連結親法人が次の(2)に掲げる連結事業年度において、次の(3)に掲げる書類を連結確定申告書に添付した場合には、法第81条の13第1項又は平成19年改正前の法第81条の13第1項の規定は適用されませんので、この明細書の記載は必要ありません。

(1)連結親法人	(2)連結事業年度	(3)添付書類
措置法第 68 条の 109 第 1 項 ((経	承認経営革新計画に従って経営革	① 中小企業新事業活動促進法に
営革新計画を実施する連結法人で	新のための事業を実施している連結	規定する行政庁が承認をした旨
ある中小企業者に対する特定同族	事業年度(平成18年4月1日から平	を証する書類
会社の特別税率の不適用》に規定	成 20 年 3 月 31 日までの間に開始す	② 承認経営革新計画に従って経
する連結親法人である特定同族会	る連結事業年度に限ります。)	営革新のための事業を実施して
社で中小企業新事業活動促進法第		いる旨を証する書類
9条第1項の承認を受けた中小企		③ 承認経営革新計画の計画書の
業新事業活動促進法第2条第1項		写し
に規定する中小企業者に該当する		
もの		

- 注1 上記(3)に掲げる書類については、「経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書」を利用してください。
 - 2 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する 事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に掲げる資本金の額又は出資の総額 の法人及び次に掲げる従業員数(常時使用する従業員の数をいいます。)の法人並びに企業組合、 協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。

業種	中小企業新事業 活動促進法第2条 第1項の該当号	資本金の額 又は出資の総額	従業員数
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(ロからトまでの業種を除きます。)	第1号	3 億円以下	300 人以下
口 卸売業	第2号	1 億円以下	100 人以下
ハ サービス業 (へ及びトの業種を除きます。)	第3号	5,000 万円以下	100 人以下
二 小売業	第4号	5,000 万円以下	50 人以下
ホ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。)	第5号	3 億円以下	900 人以下
へ ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3 億円以下	300 人以下
ト 旅館業		5,000 万円以下	200 人以下

なお、当期の連結所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の連結所得の金額が0となる場合であっても、当期の連結留保金額について法第81条の13の規定による連結特定同族会社の特別税率又は平成19年改正前の法第81条の13の規定による連結特定同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡損失額(法81の13②)
- ② 受取配当等の益金不算入額(令第155条の24 (連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額)の配当等の額に係る金額を除く。)(法81の13②)
- ③ 法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)の益金不算入額(法81の13②)
- ④ 繰越連結欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑤ 分割前事業年度等の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑥ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑦ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(措置法68の62④)
- ⑧ 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額(措置法68の63⑤)
- ⑨ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の73⑨)
- ⑩ 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の74億、68の75④、68の76③)
- ① 特定外国子会社等、特定外国法人又は特定外国信託が配当等をした場合の課税済留保金額の損金 算入額(措置法68の92⑦、68の93の8④、平成19年改正前の措置法68の93の4③)
- ⑩ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額(措置法68の101④)
- ① 株式移転に係る子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額(平成 18 年改正前の措置法 68 の 105 ④)
- ④ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の 居住者に支払われない金額(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関 する法律7②)

2 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「連結留保所得金額	別表四の二			J	2 IB V) 1. T.	Γο.		
1]		なお、令第9条の2第1項第2号の2(連結利益積立						には、	-
	金額) に掲げる	金額が生じ	た場合には	、その金額を	Ĺ	の欄の	の記載	に当た	こって
	の欄の上段に内	の欄の上段に内書として記載します。							て記載
			したる	金額を	$\lceil 1 \rfloor \mathcal{O}$	金額			
						からi	咸算し	て計算	こしま
						す。			
「連結法人税額6」	別表一の二(-	の「差引法	人税額 4」	+「リース特	別				
	控除取戻税額 5	5」+「同上	に対する税	額 7」+「法	人				
	税額計 10」の	外書-「仮	装経理に基	づく過大申告	- の				
	更正に伴う控防	法人税額	11」-「控	除税額の計算	ĹJ				
	の「計43」によ	り計算した	金額を記載	こします。この	場				
	合、この金額が	マイナスに	なるときに	は、0と記載	ìL				
	ます。								

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「期首連結利益積立金 額11」	(1) 平成 18 年 にあっては「 (4))」を消しる (2) 平成 18 年 あっては「(別 します。	又は((別录 ます。 5月1日後	₹五の二(一) に開始する〕	「20 の①」) 連結事業年度に	_ _			
「適格合併等により増加した連結利益積立金額12」	適格合併、適 有する他の連結 連結利益積立金	吉法人の株式	式の譲渡等に					
「適格分割型分割等に より減少した連結利益 積立金額13」	適格分割型分 の連結法人の格 積立金額を記載	に式の譲渡						
「積立金基準額15」	この金額がマ す。 なお、「期末i ス(△)である 金額とそのマイ を記載します。	車結利益積 場合には、	立金額14」の 「同上の 25%	。相当額 10」(25,00 新 額が2 別 場合 (30,00	0,000円 △5,000 には、 △5,00	10」の分 1、「14」 , 000円で 25, 000, 0 0, 000円 日を「15	の金 ごある 000円) =
「定額基準額2,000万 円×—— 16」 12	「 <u></u> 」の分 第し、1月未行 す。			(暦に従って記 。) を記載しる				
「所得基準額29」	億円超であ (28)× (44	4月1日前 三人の資本会 ある場合 9 %又は 509 三人の資本会 かる場合 9 %又は 509 4月1日以	に開始した返金の額又は出 %) 金の額又は出 %) 後に開始する	車結事業年度	1			
「前期末の総資産の額 の合計額30」から「自 己資本基準額32」まで の各欄	連結親法人() 下であるものに 開始した連結事 の連結事業年度	限ります。 業年度であ)の平成 19 ^年 っる場合に記	F4月1日前に 載し、それ以外	2			

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「課税連結留保金額」 の「35」及び「36」	12 」			(暦に従って計 す。)を記載しま				
「年3,000万円相当額を 超え年1億円相当額以下 の金額 (((34) - (35)) 又は(1億円× 12 - (35)) のいずれか少な い金額) 36」	額を超える場 円相当額以下 この場合、 ときは、その その端数が「	合に、年3,00 の金額を記載 その金額に1, 端数を切り指 課税連結留 り端数より多	00 万円相当 えします。 000 円未満 うてた金額を 保金額 34」	3,000 万円相当 額を超え年1億 の端数が生じた 記載しますが、 で切り捨てた その端数を切り				

3 根拠条文

法 81 の 13、平成 19 年改正前の法 81 の 13、令 155 の 23~155 の 25 の 2、平成 19 年改正前の令 155 の 23~155 の 25 の 3、措置法 68 の 109、平成 19 年改正前の措置法 68 の 109、措置法規則 22 の 80

別表三の二付表 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰 属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13 ((連結特定同族会社の特別税率)) 又は平成19年改正前の法第81条の13 ((連結特定同族会社の特別税率)) の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「法人名」		金額に対す	る税額の個	さもに、かっこの 別帰属額の計算 ト。				
「個別留保所得金額1」	なお、令第9	9条の2第1 ずる金額が生	項第2号の こじた場合に	を記載します。)2(連結利益積 は、この金額を	の欄 は、3 した ₃	の場合に の記載 この内 金額を 減算し	に当た 書として 「1」の	- - つて で記載 の金額
「連結法人間配当等の 当期支払額2」	その支払に係る 連結法人との 法人に当該連 155 条の 23 第	る効力が生す 間に連結完全 結事業年度 は 3 1 項 (連結 る配当等の額	ドる日。以 [−] 全支配関係 に支払う配 留保金額か	ぶない場合には、 下同じ。)にその がある他の内国 当等の額(令第 ら控除する金額 け。以下同じ。)				
「連結法人間配当等の 当期受取額3」		係がある他(の内国法人	法人との間に連 から当該連結事 します。				
「当期末配当等の額 (連結法人間配当等の 額を除く。) 5」		益の配当に		を受ける剰余金 る連結個別利益				
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額6」	出書―連結親 く。)である連 帰属額 4」+「	法人が普通 結法人の分 個別リースタ	法人(特定 」の「差引 特別控除取	個別帰属額の届 の医療法人を除 連結法人税個別 実税額 5」+「同 I別帰属額計 10」	; 			

の外書「個別控除税額 11」「通請欠損金の練戻しによる還付金の傾別帰属額 13」により計算した金額がマイナス (△) になる場合のその金額を記載します。 「連結智保秘額の個別 情層質がないものとし 書一連結網法人が普通法人 (等定の医療法人を除く。) である連結法人の分」の「差別連結法人機例別帰属額 4」 +「個別リース特別控除取取稅額 5」 +「同上に対する税額 7」 ・「連結大規企の繰り帰属額 4」 +「個別リース特別控除稅額 11」 「連結大人をの機分戻しによる適份企の個別帰属額 13」により計算した金額がブラスになる場合のその金額を記載します。 「個別所得金額に係る 連結法人税個別帰属額 2」 の金額を記載します。 「個別欠損金額1」の金額がブラスである場合の「第出連結法人稅個別帰属額 2」の金額を記載します。 「個別欠損金額1」の金額がブラスである場合の「第出連結法人稅値別帰属額 2」の金額を記載します。 「各連結事業年度の連結法人稅金の関別帰属額の届用書籍法人稅値別帰属額 2」の金額を記載します。 「各連結事業年度の連結法人稅金の関別帰属額の居用書籍法人稅値別帰属額 2」の金額を記載します。 「各連結事業年度の連結法人稅金額別帰属額の居用書籍法人稅値別帰属額 2」の金額を記載します。 「(8)+(9)-000-(別表一の一個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がマイナス (△) である場合の「第出連結法人稅額別帰属額 2」の金額を記載します。 連結親法人が措置法第 68 条の 15 の 2 第 2 項 (中の二(一)1110 う 5 局。 出書法人稅値別帰属額 2」の金額を記載します。 連結親法人が措置法第 68 条の 15 の 2 第 2 項 (中の二(一)1110 う 5 局。 「後) に関定する中が議論法人に該当する場合によいて、同奏第 1 項の規定の適用を受けるときには、この欄の算式中「別表六の二(十二)17」と読み替えて計算した金額で試に、この欄の算式中「別表六の二(十二)17」と読み替えて計算した金額で記載します。 こに、1721 一別表六の二(十二)17」と読み替えて計算した金額で記載します。 こに、1722 一別表六の二(十二)17」と読み替えて計算した金額で記載します。	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
# 連結親法人が普通法人 (特定の医療法人を除く。) である連結法人の分」の「差引連結法人税 個別帰属額 4」 + 「個別リース特別控除取戻税額5」 + 「同上に対する税額7」 + 「種間別リース特別控除取戻税額5」 + 「同上に対する税額7」 + 「種間別以上、		しによる還付金 額がマイナス(の個別帰属	禹額 13」に	より計算した金				
 連結法人税個別帰属額 日書一連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額 日本書業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がマイナス(△)である場合の「第出連結法人税個別帰属額 2」の金額を記載します。 「(8)+(9)-(10)-(別表ーの二(-)「11」のうち帰せられる金額) - 別表 控除》に規定する中小連結親法人に該当する場合において、同条第1項の規定の適用を受けるときには、この欄の第式中「別表六の二(十三)「17」」と読み替えて計算した金額を記載します。 「別表六の二(十二)「12」 - 別表六の二(十二)「17」と読み替えて計算した金額を記載します。 	帰属額がないものとし た場合に法人税の負担 額として支出すべき金	書—連結親法人 である連結法人 4」+「個別リー する税額 7」+ ー「個別控除税 還付金の個別帰	が普通法人 の分」の ース特別控 「連結法人 額 11」 - 編額 13」に	、(特定の医 「差引連結法 涂取戻税額を 税個別帰属。 「連結欠損金 こより計算し	療法人を除く。) 人税個別帰属額 5」+「同上に対 額計10」の外書 の繰戻しによる				
連結法人税個別帰属額 10」 出書―連結親法人が普通法人 (特定の医療法人を除く。) である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がマイナス (△) である場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。 「(8)+(9)-(10)-(別表ーの二(-)「11」のうち帰せられる金額) 一別表 控除》に規定する中小連結親法人に該当する場合において、同条第1項の規定の適用を受けるときには、この欄の算式中「別表六の二(十三)「17」」とあるのは「別表六の二(五)「15」ー別表六の二(六)「22」ー別表六の二(十二)「17」」と読み替えて計算した金額を記載します。 を記載します。	連結法人税個別帰属額	出書―連結親法 く。)である連 別欠損金額 1」	と人が普通 結法人の分 の金額がプ	法人 (特定の) の「個別 プラスである	の医療法人を除 所得金額又は個 場合の「算出連				
の二(一)「11」のうち帰せられる金額) - 別表	連結法人税個別帰属額	出書―連結親法 く。)である連 別欠損金額1」 「算出連結法丿	た人が普通 結法人の分 の金額がマ	法人 (特定の) の「個別) ·イナス (△	の医療法人を除 所得金額又は個) である場合の				
「期首連結個別利益積 (1) 平成 18 年 5 月 1 日以前に開始した連結事業年度	の二(一)「11」のうち帰せられる金額) 一別表 六の二(二)付表「14」 ー (別表六の二(四)付表 ー「9」+「16」) 一別表六 の二(五)「15」 ー別表六 の二(六)「22」 ー別表六 の二(大)「22」 ー別表六 の二(人)「16」 ー別表六 の二(人)「16」 ー別表六 の二(人)「23」 ー別表六 の二(十)「26」 ー別表六 の二(十)「22」 ー別表六 の二(十)「17」11」	小連結法人の教 控除》に規定す おいて、同条第 この欄の算式中 「別表六の二(十 を記載します。	牧育訓練費(する中小連) 第1項の規定 「別表六の 一二)「17」」	の額に係る。結親法人に 結親法人に 定の適用を受)二(十三)「! と読み替え、	法人税額の特別 該当する場合に さけるときには、 17」」とあるのは て計算した金額				

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
立金額16」	にあっては ①」) -(4))」 (2) 平成 18 年 あっては「(は」を消しま	を消しまっ 5月1日後 別表五の二	F度に						
「適格合併等により増加した連結個別利益積立金額17」	適格合併若し 人若しくは分割 益積立金額又に 人の株式の譲渡 金額を記載しま	副法人から は連結完全 度等により	引継ぎを受 支配関係が	けた連結値 ある他の連	固別利 車結法				
「適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額18」	適格分割型分 連結個別利益系 他の連結法人の 別利益積立金額	責立金額又 の株式の譲	は連結完全 渡等により	支配関係が	ぶある				
「個別帰属利益積立金差額20」	この金額がっ す。 なお、「期末 イナス (△) で の金額にそのっ 金額を記載しま	連結個別和 ある場合に マイナスの	25,000 額がZ 場合 と5,0 額30,	0,000円 25,000 には、 000,000	15」のst 1、「19」 , 000円 25, 000, 円との 0円を す。	の金 である 000円 o合計			
「特定子会社の子会社 株式等の譲渡利益相当額 の損金算入額の個別帰 属額32」	平成18年改 式移転に係る記 合において、同 相当額の損金 る金額を記載し	果税の特例 項に規定す 算入額のう	》の規定の る子会社株	適用を受け	ナる場 度利益				
「前期末の総資産の額40」	ことに代えて (2) 特別償却準	を 機等価額の では では では できる という できる という できる という できる という できる という できる という できる こう かい	の合計額(次にはこれを)がにはこれを加算しるを損金経理して積み立てる法律第3条地に係る同談が貸借対照	の(1)から(5 域算し、(6)に ます。)を言 により減る ている金額 (第1項の表 法第7条第2 表に計上さ	おおおり でがしる はないににている ににて				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	(4) その他有値	西証券(売買	目的有価証	券及び満期保有				
	目的等有価証	正券以外の有	育価証券を レ	います。以下同				
	じ。) に係る	評価益等相	当額					
	(5) 当該連結治	去人との間に	こ連結完全	支配関係がある				
	他の連結法人	(に対する負	負債(借入金	その他利子の支				
	払の基因とな	なるものに関	艮ります。)	の額に相当する				
	金額							
	(6) その他有値	西証券に係る	5評価損等株	目当額				
「前期末の自己資本の	前連結事業年	F度終了の	時における	連結個別資本金				
額41」	等の額(前連結	事業年度が	連結事業年	度に該当しない				
	場合には、資本	金等の額)	及び連結個	別利益積立金額				
	(前連結事業年	F度が連結	事業年度に	該当しない場合				
	には、利益積立	立金額) の台	計額を記載	載します。				
	なお、その連	結法人の同	族株主等に	対する負債(借				
	入金その他利	子の支払の	基因となる	るものに限りま				
	す。) の額があ	る場合には	、その金額	を加算します。				
「基準個別留保金額	「(13) — ((2	3) (39) (4	45) 又は0))」は、次の場合				
46」	に応じそれぞれ	1次により記	己載します。					
	(1) 別表三の二	ニの「15」、	「16」、「29g	9」又は「32」に				
	記載した金額	頁のうち、「	15」の金額	が最も多い場合				
	(13) - ((23))	(39) (48	5)又は0)					
	(2) 別表三の二	この「15」、	「16」、「2g	9」又は「32」に				
	記載した金額	質のうち、「	16」の金額	が最も多い場合				
	$(13) - (\frac{(23)}{2})$	(39) (48	5)又は 0)					
	(3) 別表三の二	この「15」、	「16」、「29	9」又は「32」に				
	記載した金額	質のうち、「	29」の金額	が最も多い場合				
	$(13) - (\frac{(23)}{2})$	(39) (4 8	5)又は0)					
	(4) 別表三の二	この「15」、	「16」、「29	9」又は「32」に				
				が最も多い場合				
	$(13) - (\frac{(23)}{2})$	(45) (45)	5) 又は0)					
「連結個別留保税額の	$\lceil \frac{1}{12} \rceil$	分子には、連	基結親法人 事	事業年度の月数				
計算」の「47」及び「48」	_			めは切り上げま				
	す。)を記載し							

3 根拠条文

法81の18①一、令155の43

別表四の二 「連結所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の連結所得金額若しくは連結欠損金額又は連結留保所得金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「当期利益又は当期欠 損の額の合計額1」	ら「社外流出	③」までの 〔①」から「	各欄の金額 社外流出③	の「総額①」か をこの明細書の 」までの各欄に				
「加算」の「減価償却 の償却超過額2」から 「減算」の「所得税額 等及び連結欠損金の繰 戻しによる還付金額等 26」までの各欄		額①」から		欠損の額の合計 ③」までの各欄	空欄及以下の事項が連結注金額を	び 「洞 び 空欄 l ぶ 多 い ざ 去 人 記載)「4」」)「9」 すべ各 ま、各 計しと し
「連結所得金額又は連結欠損金額46」					の外のの外のしと「外額「して、	「記さまにことに、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは)」の金 の金額 の本 し、これ 全額を か 存合する	いの結長いのれず、額に書れば「各法146」と欄計こに社金ら算

別表四の二付表 「個別所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の各連結法人の個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「法人名」	連結親法人の の中に個別所行 留保所得金額の します。	得金額若しく	は個別欠	損金額又は何	個別				
「当期利益又は当期欠損の額1」の「総額①」	各連結法人の 当期(純)損失の 利益の額又は り越された利益 ら繰り越された 記載します。	の額を記載し 当期(純)損労 益又は損失 <i>0</i>	します。この たの額のう つ額を含む	場合、当期 ちに前期か ときは、前	(純) ら繰 期か				
「当期利益又は当期欠 損の額1」の「留保②」 及び「社外流出③」	額から「社会 控除した金額 注)「社外が は、その表 記載します (2) 「配当」(生ずる令第 金額》に規策 の規定によ	額を記載しる	こ記載した。 ます。 載した金額 「留保②」 明にその支持 1 項第 5 号 頁並びに当身 第1 項第 7 号	金額の合計れ の方が多い に△印を付 払に係る効力 (連結利益利 期の同項第 ・及び第8号	額 とし 力積6%をきて が立号利	月1日 場合 は 社 法 を を 外 人 た 除	は、おままでは、おまままでは、おまままままままままままままままままままままままま	成 18 年期 処 とう) まず の という は で ま に 連 当 含	了 あ 益 よ 結 語 の
「役員給与の損金不算 入額3」	法第81条の の益金又は損害 に規定する値 す。)の規定に ち損金の額に 「損金算入額 い。	金算入》(法 間別損金額を こより役員に 算入されな	第 34 条の と計算する 対して支約 い額及び別	規定により 場合に限り 合する給与の 表十四(一	同項 りょう の・) の	に は は に 記 の 各 個 の 日 日 日	定寺っすすのる支は前のち	の2 集配 、に「3」及載 にの別算で	間が会社を欄表の (6)

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
					及び から を記 の記	「27」 「32」 載し、 載に基 四(一)) がにまでの これら でれる こが記載	「29」 各欄 の欄 こ、別
「加算」の「4」以下の空欄	当れ金で金額「一子の外改人規置益「期なの経額は社措会6国正に定法積特のい額理を「外置社《法前係に令立定部(2)子の外改人規置益「特置と載(2)の特別の指特の第額国	行びすっまり、8保保保法外金の構会での当べたすにに条金株金第国算 120 し等額金期きも。、、の額主額 68 信入 20 し等額の金の金のこれぞの 第三額 第 5 にを	の事の外の《盗び盆のの(4世系の事類を関係の外の《盗び盆のの)の、「大きの、「大きの」の、「大きの、「大きの」の、「大きの、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「大きの」の、「はいきのでは、「大きの」の、「はいきのでは、」はいきのでは、「はいきのでは、「はいきのでは、「はいきのでは、」はいきのでは、「はいきのでは、これでは、「はいきのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	で係る特定外国 第 68条の 93 法人に係る特定 又は平成 19 年 第 1 項(連結法の 立)「40」)は、 定により連補に かかった。 がかった。 がかった。 がかった。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がい	て損当たがの整記「② 印場外い出て損当たがの整記「② 印場外い出	、盆期「あど頂哉忿」「ひらんて③る計純法る欄損の額に社金の出は」場算利人とに金上①記外額「③、の	会合書监兇き「下善哉而の計っこと書計に上か等は法算当及し出記計のの段きをお、ら調「人入該びま③載し記「にしまい私演響「私」会びまのは、	ヽ兑或を加兑(を「ここがの或土※て引算額算等等額留。にあ「に外印、前し」」調とを保 ※る社つ流を
「分割前事業年度等の 欠損金の損金算入額 8」	法第81条の9 定により当期の に算入される金	連結所得の	の金額の計算	の繰越し》の規				
「減算」の「9」以下の空欄	計上されていいもの等につす。この場合 費の認定損) 減少させるも (2) 措置法第 6 場合の連結所	金の額に いるもので いるもので いる 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	章入すべき。 当期の益金の り事項及び会 章外で経費。 免務計算上程 保②」に記 の規定によ に除額又は措	の又は収益に の額に算入しな 金額を記載しま とするもの(経 留保した金額を 載します。	て益純税は人入金額は、税等の	る場合に 加雪 に 加雪 に 加雪 に 加雪 に 加雪 に 加雪 に 調整 額 に 調整 調 悪 記 記 を に 総都	計お税しが空益よりしまが明たる欄金上及します。	て前法と「不そび」は、当法と「不るになる」の留

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	の第137」)(第137])(第137]	は連欄等のの準づいるとの情でます。即は、「は、「は、「は、「は、」のでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、」では、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、 これでは、「ないでは、」」、「ないでは、「ないでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	帝第39年39年39年39年39年39年39年39年39年39年39年39年39年3	控除第6年に金の処のに相記はというある。記録第6年で個」まに入るのののは相記はというあるのは、別項の個」まに入るのののより、記留は、記留は、記留は、記録になるのののようなのののすりまとり、これでは、これでは、別及。よす準全積合。。」、、のし				
「損金の額に算入した 法人税 (附帯税を除 く。) 14」	(1) 当期の連続して経理した(2) 連結法人を場合別様理によるの金額の合成なお、(1)及びは、それらの会	結法人税にた場合 税又は法人を表五の二(二)の 表五の二(二)の 計額((1)の が(2)のいずに 金額の合計	ついて費用がその経理した。 税について言いて言いて言いて言いて言いて言いて言いて言いて言いて言いて言いて言いて言い	当期に納付した + 9」の「仮払 による納付⑤」 ます。) ら有する場合に ます。	の付よ金この等計	そうそろほり聞これである。そうそろれが明欄記を「留保」では、	表 五の ない あい あい あい あい あい あい あい いい かい いい かい いい れい かい いい れい かい いい かい	三世に対して、一旦に対して、一旦に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、
「損金の額に算入した 連結法人税個別帰属額 15」				て経理した連結 を記載します。	載 L (注)	ンます。 この仮	页払税 金	をそそ
「損金の額に算入した 附帯税(利子税を除く。) の負担額16」 「損金の額に算入した	法人税に係る。を記載します。	附带税(利于	子税を除きま	で経理した連結 (す。) の負担額 (「中間 13」及	彦	り後の記憶においた場合に	いて消 には、そ	却したの消
道府県民税(利子割額を 除く。)及び市町村民税 17」		「仮払経理	による納付の	①」及び「損金	Þ	F度にお 区分に応 うに処理	まじ、必	次のよ

欄	記	載	要		領	注	意	事	項
「損金の額に算入した	別表五の二	二付表一0)「利子割	12」の	「仮払経理	1	/ 損	金経理	によ
道府県民税利子割額18」	による納付④	」及び「抽	員金経理に	よる納付	付⑤」の金		り消却	即した場	易合
	額の合計額を	記載します	ト。				そ	の税金	が損
「損金の額に算入した	別表五の二	二)付表一0	り「損金の	額に算	入した納税		金不	算入の	もの
納税充当金19」	充当金 36」の	金額を記	載します。				であ	ると否	とを
「損金の額に算入した	別表五の二(二)付表一页)「加算税	及び加算	算金 29」か		問わず	デ 、この)明細
附帯税(利子税を除	ら「過怠税 32	」までの	「当期中の	納付税	額③~⑤」		書の	「加算」	の空
く。)、加算金、延滞金(延	の各欄の金額	の合計額を	と記載しま	す。			欄に	「仮払利	总金消
納分を除く。)及び過怠							却」	等と記	し載の
税20」							上、そ	その合語	十額を
							保②」	に記載	載しま
							す。		
						E		兑充当 <i>₫</i>	
								た場合	
								事には 記	
								で、別詞	
								寸表一に	
								前期から	
								ιた「ℓ D「減ℓ	
								ブー減る 肖却しが	
								りかし/ 印を付し	
								るととも	
								,	- •
								或②」 l	
								載しまっ	
						(2) 5	別表五	の二(分付表
						→ Ø,)「損金	を経理に	こよる
						納作	t5) N	こ外書の)金額
						(近	過誤納)	がある	る場合
						にじ	は、こ	の明細	書の
						「力	『算』 🤈	つ空欄に	こ「未
						収证	過誤納金	を」等と	記載
						の」	亡、その	り金額を	と「総
							_	び「留保	R②」
						に前	己載しる	ます。	
「益金の額に算入した	連結法人が	収益の額と	として経理	した連絡	洁法人税個				
連結法人税個別帰属額	別帰属額につ	いて、その	つ金額を記	載しまっ	す。				
22」									

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「益金の額に算入した	連結法人が中	又益の額とし	して経理し	た連結法人税に				
附帯税(利子税を除	係る附帯税 (利	子税を除き	ます。)の	減少額として受				
く。) の受取額23」	け取る金額を記	記載します。						
「納税充当金から支出	別表五の二個	二付表一の	「事業税 40	」から「43」ま	別	表五の	二(二)付	表一
した事業税等の金額24」	での金額の合語	汁額を記載し	」ます。		O [損金不	算入の	もの
					42] 13	金額の	つ記載が	ぶある
					場合り	こは、そ	その税目	等を
					この則	明細書の	の「加算	草」に
					記載	の上、	その金	え額を
							及び「社	
					出③」	に記載	載しまっ	す。
「法人税等の中間納付	連結法人税、	法人税、证	直府県民税	及び市町村民税	利一	子税相	当額の	還付
額及び過誤納に係る還	の中間納付額対	並びにこれ り	らの税の過	誤納に係る還付	金に~	ついてん	は、その)納付
付金額25」	金額について、	連結法人力	バそれを当	期利益の額に含	したほ	時に損	金の額	原に算
	めている場合に						ますの	-
		·民税利子割	額の還付金	:額も含めて記載			するこ	ことは
	します。				できる	ません。	1	
「所得税額等及び連結	次に掲げる。	還付金額で 🖹	当期にその	還付を受けるこ	前非	朝分の	申告に	おい
欠損金の繰戻しによる	とが確定した。	ものについて	て、その額	を当期利益の額	て所行	得税額	の還付	が生
還付金額等26」	に含めている。	といないとり	こかかわら	ず記載します。	じたか	ため、そ	その還付	けを受
	,			金額を当期利益			合におい	-
				の空欄に「未収			分の連	
		= :		額①」及び「留			更正处	
				年度でこれらの			景付を受	
				には、その金額 額の還付金」等		~	全部又	
	,,,,		7	顔の虚竹金」寺 及び「留保②」			る金額 ときは、	–
	に記載します。			及び「田林色」			金額に	
	. , , , ,		控除対象	外国法人税額の			学税額/	
	還付金額			., , ,	の欄に	には記	載しな	いで
	(2) 連結欠損金	金の繰戻しに	こよる還付	金額	くだる	さい。		
	(3) 国税通則沿	去の規定に。	よる附帯税	(利子税を除き	20	の場合、	その遺	最付を
	ます。) の還	付金額			受ける	た所得	税額が	当期
	⑷ 地方税法	の規定によ	る各種加算	算金及び延滞金	利益の	の額に	含まれ	してい
	(同法第 65	条、第72条	の 45 の 2	又は第 327 条の	るとも	きは、そ	その追儺	改され
				期間に係るもの			に相当	
	を除きます。						战算」 <i>₫</i>	
	. , , , - , ,			中間納付額及び			れた所	
				されるもの以外			て「総額	
	の租税で預念	Eの観に昇ん	ノラれない	ものの還付金額	及い	笛保(②」の構	東にて

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
					れぞね	れ記載	します。	
「非適格合併又は非適 格分割型分割による移転 資産等の譲渡利益額又は 譲渡損失額43」	を除きます。 転をした場合 譲渡に係る 人の明細書に記 (2) 連結親法 格分割 資産及び負債)により合例 合に、資産及 譲渡利益額の 目の前します。 人事業年度関 引を除転をし 責の移転をし	併法人に資 及び負債の 又は譲渡損 属する連結 開始の日の け。)により した場合に、	合併(適格合併 適格合併 産及び負債の移 その移転による 失額を被合所 事業年度分のご 分割承継びの 分割を選び 分割で 分割を で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	る場合 印を付 : : :	合は、そ	額を記	を △
「個別所得金額又は個 別欠損金額46」	損失額を分割る連結事業年			日の前日の属す記載します。	「編 「留(外流) を加り の金:	果②」の 出③」の 算し、ご 額を加 合する	の金額の金額の本書の これから に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	二「社)金額 「※」 た額

別表五の二(一) 「連結利益積立金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の2及び令第9条の2(連結利益積立金額)に規定する連結利益積立金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「各連結法人の連結個 別利益積立金額」の各 欄	各連結法人ご 表一「19」の欄			別表五の二(−)付 战します。				
「未納連結法人税(附 帯税を除く。)16」	各連結法人 <i>0</i> 人税個別帰属額	,,,,,		の「未払連結法を記載します。	親法 二(二)(1	人に係 付表一の 及び「A 額を移	③には、 る別表 の「中 確定 8」 記しな	を五の 間 7」 の②

3 根拠条文

法2十八の二、令9の2

別表五の二(一)付表一 「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の 額の計算に関する明細書」

1 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第 2 条第 18 号の 3 及 び 令 第 9 条 の 3 (連結個別利益積立金額) に規定する 連結個別利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「法人名」	連結親法人の)法人名を言	<u></u> 記載するとと	こもに、かっ	っこの				
	中に連結個別利益積立金額の計算を行う連結法人の								
	法人名を記載し	ノます。 							
「区分」の「積	(1) 「利益準備	金1]以外の	の連結個別和	川益積立金	額(税	左言	記(2)イカ	及び口の	の「各
立金2」以下の空欄	務上の否認会	金額のうち	留保した金	額を含みま	ミす。)	連結治	去人」に	こは、道	植親
	について、そ	その名称を記	記載します。			法人な	が含まれ	れます。	
	(2) 連結親法丿	しが、自己の	連結個別利	益積立金額	質の計				
	算を行う場合	合には、次に	によります。						
	イ 各連結治	去人の当期	に係る連結	法人税個別	刂帰属				
	支払額(法	第 81 条の	18 第 1 項 (連結法人科	说の個				
	別帰属額⊄	の計算》の	規定により	計算される	各連				
	結法人が名	予連結事業·	年度の連結	所得に対す	る法				
	人税の負担	1額として3	支出すべき金	え額をいい	ます。				
	以下同じ。))を受け取る	ることとなる	る場合にお	いて、				
	空欄に「未	収連結法人	人税個別帰属	支払額」と	∶記載				
	し、その受	け取ること	ことなる金額	1(各連結法	去人の				
	「未払連編	吉法人税個別	別帰属額 21	」の「当其	別の増	1			
	減」の「増	13」の「中	中間」及び「	確定」の金	金額の				
	うち連結法	卡人税個別 州	帚属支払額を	合計した	金額)				
	を「当期の	増減」の	「増③」に△	印を付さす	ドに記				
	載します。								
	口 各連結為	去人の当期	に係る連結	法人税個別	刂帰属	·属			
	受取額(法	第 81 条の	18 第 1 項の	規定により	計算				
	される各連	連結法人が	各連結事業	年度の連絡	吉所得				
	に対する治	去人税の減	少額として	収入すべき	金額				
	をいいます	ト。以下同じ	た。)を支払う	こととなる	5場合				
	において、	空欄に「未	松連結法人	税個別帰属	属受取				
	額」と記載	えし、その支	支払うことと	なる金額	(各連				
	結法人の「	未払連結治	去人税個別帰	属額 21]	の「当				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	金たしいの空を載合がす、税わ欄期の額記結期に当まする。お⑥、「増のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ちとしは、現未の(わら)はは、現まのは、まり、まり、は、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	が が が が が が が が が が が が が が	及取③」でででででででででででででででででででででででででででででででででででで				
「期首現在連結個別利益積立金額①」	益積立金額④」 (一)付表一の「⑤」の各欄の会 その更正又は注 記します。 なお、前期が自己を分割法、度開始の日に行 人にあっては、る事業年度(以の別表 18 年改正 利益積立金額(又は平成1 差引翌期正又は平期首急額(基本) と 単体 と う 期 下 引 則 別 下 引 別 則 各 ア の で 書 険 分 前 前 下 引 別 別 欄 の 更 で 書 険 の 正 又 の で 書 険 の 更 で 書 険 か し で 書 険 か し で 書 険 か し で 書 険 か し で 書 険 か し か し か し か し か し か し か し か し か し か	8年はてあ型き割事現五金央改建定が、あ型き型業在一額ではない。 ありまり 乗れの 更基結りの 更基値の 更種に のの ままり の まり の ままり の ままり の ままり の ままり の ままり の ま ままり ままり	現在連結個別利別の一次の金は、後の金額の一次の金額の一次の金額の一次の金額の一次の金額の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の	申告欄だりの増えずる金額を	である けを記 咸」及で 在連結	がき は、 がき し、 がき し、 だら 間 欄 しん。	この 「当期 翌期 益積
「当期の増減」	の「留保②」のの「留保②」の「留保②」の	つ金額を、「地 金額を、その 寸表の「減算	曽③」には同)内容に応じ 」 欄に記載	二付表の「減算」 司付表の「加算」 ごて記載します。 した「仮払税金 道府県民税又は	「力 に算 帯利	加算」。 算入し 説を除	の二た の「損金 た法人和 く。) 1 」の金額	をの額 说(附 4」の

(1) 納税充当金を取り崩して、連結法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金20」の「減②」にその合計額を記載するとともに、連結法人税にあっては「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未納連結法人税」と記載した欄の「減②」にその金額を△印を付して、その他のものにあっては「未納法人税22」、「未納道府県民税23」又は「未納市町村民税24」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。

よります。

- (2) 当期の中間納付額として納付すべき連結法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表一の「中間7」の「当期発生税額②」の金額を△印を付して「3」から「17」までのいずれかの空欄に「未納連結法人税」と記載した欄の「増③」の「中間」欄に、同付表一の「中間13」及び「中間18」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「増③」の「中間」欄にそれぞれ記載します。
- (3) 当期中に支払を受ける利子等(当期末までにその利払期の到来しているものに限ります。)に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二二付表一の「利子割12」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」の「増③」の「中間」欄に記載します。
- (4) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じ。)若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じ。)をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載します。なお、この金額は「繰越損益金18」の「増③」の金額に含まれることになります。なお、この場合に会社法第445条第4項又は平成17改正前の商法第288条の規定により積み立てた剰余金の配当若しくは利益の配当又は中間配当に

あっては△印を付し て「未納連結法人税」 と記載した欄の「減 ②」に、法人税にあっ ては「未納法人税 22」 の「減②」に記載しま す。また、「損金の額 に算入した連結法人 税個別帰属額 15」の 「留保②」の金額(未 払のものを除きま す。)については「未払 連結法人税個別帰属 額21 | の「減② | に△ 印を付して、「損金の 額に算入した道府県 民税(利子割額を除 く。) 及び市町村民税 17」及び「損金の額に 算入した道府県民税 利子割額 18」の「留保 ② | の金額については 「未納道府県民税 23」 及び「未納市町村民税 24 | の「減② | にそれ ぞれ記載します。

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	係る利益準備	金の額は、	「利益準備	金 1」の「増③」	額を	記載し	ょす	(未収
	に記載します	0			入金	に相当	áする金	金額は
	(5) 適格合併又	ては適格分	割型分割に	より被合併法人	ΔĦ	を付し	ノます。 <u>?</u>)。
	又は分割法人	から引継	ぎを受けたタ	利益積立金額又	(2)	当期中	に剰余	金の
	は連結個別利	益積立金額	質がある場合	合には、令第9条	処分	分によ	り積み	立て
	第1項第2号	又は第3号	号((適格組織	再編成により引	た当	準備金	等の金	≧額で
	継ぎを受ける	利益積立	金額等)の	規定に準じて計	損金	金の額	に算入	、する
	算した金額を	·「増③」(こ記載します	•	\$ O.	ここつい	いては、	その
	(6) 適格合併に	該当しな	い合併によ	り合併法人が有	積立	江額を	「当期	の増
	する法第 24	条第 2 項((配当等の額	とみなす金額》	減」	の「増	# 3] 13	こ記載
	に規定する抱	合株式に~	ついて令第9	9 条第 1 項第 2	l.	別表四	回の二作	付表に
	号の 2 の親治	去人株式が	交付されず	に株式割当等を	おい	って「海	或算」 <i>0</i>	5 [9]
	受けたものと	みなされる	る場合には、	同号に準じて計	以7	下の空	欄に記	記載し
	算した金額を	·「増③」	こ記載します	0	た金	金額を	「当期	月の増
	(7) 適格分割型	型分割によ	り分割承継	法人に引き継ぐ	減」	の「増	曽③」に	こ△印
	連結個別利益	積立金額為	びある場合に	には、令第9条第	を付	けして記	己載しる	ます。
	1 項第 9 号の	規定に準じ	て計算した	金額を「減②」	ort	ŧた、≧	当期末後	发、当
	に記載します	•			期の)決算	の確定	色の日
	(8) 資本の払戻	見し等又は	自己株式の	取得等により払	まで	でに剰	余金の	処分
	い戻した連絡	吉個別利益	積立金額が	ある場合には、	によ	にり積	み立て	た準
	「減②」に記	見載します。			備金	金等の	金額で	損金
	(9) 減価償却資	産につき	咸価償却超 過	國額(法第 31 条	の客	頁に算	入する	もの
	第4項(減価値	賞却資産の	償却費の計	算及びその償却	につ	ついてに	は、別表	長四の
	の方法》に規	定する損害	金の額に算	入されなかった	二作	け表に	おいて	「減
	金額をいいま	:す。) があ	る場合にお	いて、その減価	算」	Ø [8)」以下	「の空
	償却資産につ	き令第 48	条第5項第	3 号ハ(減価償	欄に	こ記載	した金	€額を
	却資産の償去	『の方法》(に規定する	評価損が生じた	L 売	期の地	曽減」∅	り「増
	ときには、その	の評価損は	まずその減	価償却超過額か	3)	に△F	7を付し	して記
	らなるものと	して、その	評価損の金	額と減価償却超	載し	ます	(その積	責立額
	過額の金額(その減価償	却資産に係	る前期から繰り	は、	翌期に	こおいて	て「当
	越された減価	面償却超過	額と当期の位	賞却超過額との	期の)増減」	の「坩	曾③」
	合計額)との	いずれから	少ない金額を	と、「区分」の欄	に記	己載しる	ます。)。	
	に「減価償却	超過額」と	記載した欄]の「減②」に記	(3) 乗	ま金の	の配当、	利益
	載するととも	に、その減	価償却資産	に係る評価損の	の酉	己当若	しくは	中間
	金額を「減②	」に記載し	た同欄の上	段に△印を付し			これら	
	て記載します	0					備金の	
					ての	つため	に取り	崩し
					た約	越利益	金金の客	頂は、
							益金 18	_
					「海	ţ2] <i>0</i>	金額に	こ含ま
					れる	うことに	こなり言	ます。

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「繰越損益金18」	「期首現在連越利益金を黒書載し、同一金額 前現在連結個別 の連結事業年度 期の増減」の	を「減②」に を「減②」に 引利益積立会 医の繰越利益	越欠損金を 二記載するこ 金額①」を 0 金剰余金の 🗎	△印を付し とによっ とし、改め	て記て「期				
「未払連結法人税個別 帰属額21」	各連結法人の 額又は連結法人 「増③」の「確 帰属支払額につ	税個別帰属定」欄に記	属受取額を 出載します(「当期の増減 連結法人移	載」の	付に(合に) の「 ^均	系るも は、「当	税の中 のがあ i期の増 p 「中間 す。	る場割減」
「未納法人税(附帯税を除く。)22」	所得に対する 結納税の承認の 秘匿金の支出の に対する法人利 保金額に対する 載します。)取消しに例)額に対する 说及び特定	系る特別控係 る法人税、土 同族会社又	余取戻税額、 地譲渡利益 は同族会社	、使途を金額にの留				
「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「当期の増減」の「増 ③」の「確定」の各欄	別表五の二年の額の「期末現本書の金額をそ	且在未納税額	頁⑥」の「14			の⑥にあ間るら収記減額(外る納場行環載(期 7 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	二在在のおけ、では、これで、金さ金のでは、では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	税 19」 が 」 こ 等 の の の か 未 と 増 金

(注) この明細書は、連結親法人を除き、通常の場合には次の算式により検算ができます(連結親法人にあっては、この明細書に記載する「未収連結法人税個別帰属支払額」から「未払連結法人税個別帰属受取額」を減算した額と「未納連結法人税」との間に差額がある場合には、その差額に相当する金額が検算式と不符合となります。)。

なお、当期中の適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は連結個別利益積立金額、合併法人において増加する連結個別利益積立金額及び適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ連結個別利益積立金額がある場合には、これらの金額が検算式と不符合となります。

差引合計額「25」①

+ 別表四の二付表留保総計「46」② | -

中間分、確定分連結法人税個別帰属額・法人税県市民税の合計額

= | 差引翌期首現在連結個別利益積立金額「25」④

(3) 根拠条文

法2十八の三、令9の3

2 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第 2 条第 17 号の 2 及び令第 8 条の 2 ((連結個別資本金等の額)) に規定する連結個別資本金等の額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「区分」の「28」及び 「29」の空欄	「資本金又は 外の連結個別資 します。		_	本準備金 27 _. その名称をi					
「期首現在連結個別資本金等の額①」	前等のでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	又は平成 Ⅲ 連結個別 金電 一	18年改積 18年改積 18年改積 18年改積 18年改積 18年改積 18年改積 18年改 18年改 18年改 18年改 18年改 18年改 18年改 18年改	規則別表五(金額の計算) を額の計算(個別資本積に) を後の金額(2) とり、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	のに立はを期事連五8算領そ二関金は移中業結川年に〕の	である けを記 減」 返 在連	るとき <i>i</i> 記載し、 とび「君 結個別 の記載	がよ、「号資は中で、当翌本必必のでは、「ののでは、「ののではない。」のでは、「ののでは、これでは、「ののでは、「ののでは、」では、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、	開が増開が増まる。
「当期の増減」	① 株式(出の譲渡をし	た金額を つ「増③」 は、次のよ 資を含みま した場合(全	「資本準備金に記載します。 うな項目と会 です。)の発行 で第8条第1		「29」 :す。 株式 から				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	た金銭の額	 頁及び給付る	<u></u> と受けた金	銭以外の資産の				
	価額その他	也の対価の額	質に相当す	る金額からその				
	発行により	増加した資	資本金の額	又は出資金の額				
	(法人の設)	立による株式	式の発行に	あっては、その				
	設立の時に	おける資本	金の額又に	は出資金の額)を				
	減算した金	沒額						
	② 新株予約	り権の行使に	こよりその	行使をした者に				
	自己の株式	弋を交付した	こ場合のそ(の行使に際して				
	払い込まれ	1た金銭の客	質及び給付	を受けた金銭以				
	外の資産の)価額(新株	予約権が付	された新株予約				
	権付社債に	こついての社	虚信にあって	ては、その行使の				
	直前のその)社債の帳簿	摩価額)並び	にその直前の新				
	株予約権の	つ帳簿価額は	こ相当する	金額の合計額か				
	らその行使	もに伴う株式	犬の発行に	より増加した資				
	本金の額を	と減算した金	≊額					
	③ 取得条項	[付新株予約	」権(取得条	項付新株予約権				
	が付された	_新株予約権	賃付社債を 含	含みます。) につ				
	いての取得	事事由の発生	上による取れ	得の対価として				
	自己の株式	弋を交付した	と場合のそ(の取得の直前の				
	取得条項付	†新株予約権	髭の帳簿価 額	頁(新株予約権付				
	社債にあっ	っては、その	直前の新株	予約権付社債の				
	帳簿価額)	に相当する	金額からそ	の取得に伴う株				
	式の発行に	こより増加し	レた資本金	の額を減算した				
	金額							
	④ 協同組合	*等及び令第	8条第1項	第4号イからハ				
	までに掲げ	げる法人が 親	新たにその	出資者となる者				
	から徴収し	た加入金の)額					
	⑤ 合併によ	にり移転を 受	受けた資産	及び負債の純資				
	産価額(令領	第 8 条第 1	項第5号に	こ規定する金額)				
	からその合	ト 併による増	加資本金額	頂等(令第8条第				
	1 項第 5 号	に規定する	金額)を減算	算した金額				
	⑥ 分割型分	う割により 種	多転を受け	た資産及び負債				
	の純資産価	F額(令第8	条第1項第	6号に規定する				
	金額)から-	その分割型	分割による	増加資本金額等				
	(令第8条第	第1項第6号	片に規定する	る金額)を減算し				
	た金額							
	⑦ 分社型分	分割により 種	多転を受け	た資産及び負債				
	の純資産価	·額(令第8	条第1項第	7号に規定する				
	金額)から	その分社型	分割による	増加資本金額等				
	(令第8条第	第1項第7号	片に規定する	る金額)を減算し				
	た金額							
	•				Ī			

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	⑧ 適格現物	ー 物出資によ	り移転を受	けた資産等の帳				
	簿価額から	う適格現物	出資により	増加した資本金				
	の額又は出	出資金の額を	を減算した会	⋛額				
	9 非適格理	見物出資(活	去第 62 条の	8第1項の規定				
	の適用を受	受けるものに	こ限ります。)により現物出				
	資法人にな	交付した被	現物出資法	人の株式の価額				
	から非適材	各現物出資	により増加	した資本金の額				
	又は出資金	金の額を減算	算した金額					
	10 適格事後	後設立により	り資産の移転	云を受け、又はこ				
	れと併せて	て負債の移	転を受けた	場合における帳				
	簿価額修』	E益に相当っ	する金額					
	① 株式交担	奥により移!	転を受けた	株式交換完全子				
	法人の株式	式の取得価値	額から株式	交換による増加				
	資本金額等	等(令第8条	第1項第11	号に規定する金				
	額)を減算	した金額	·	_				
			転を受けた	株式移転完全子				
				移転の時の資本				
				号に規定する金				
	額)を減算		2.214 ==	, , , , , , ,				
			資金の額を	減少した場合の				
			目当する金額					
	,			である医療法人				
				設立について贈				
				は金銭以外の資				
				与税又は相続税				
				又は相続税の額				
			余した金額)	ン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
				号までの規定に				
				て「資本準備金				
				欄に記載しま				
	21] 110 12: す。	7. よくり在	口関マノー質の	」 1肉(に比戦 しよ				
		ተ ኤጥኮ	るか百日しん	≩額になります。				
				図額になりまり。 額を減少して資				
	,			増加した場合の				
				立金を資本に組みない。				
		あ合いた(V);	社み入れた	金額に相当する				
	金額	1 0 7 1 1 4 1 F	ᄼᄼᆇᆒᆒᄼᆇ	0104105				
				の日の前日の属				
				結個別資本金等				
				算した金額(令第				
	8条第1項 	第 16 号に	規定する金額	領)				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	③ 分割法/	い適格分割	削型分割に	より分割承継法				
	人に移転を	とした資産の	り期末時の	帳簿価額から移				
	転をした負	負債の期末時	寺の帳簿価	額及び適格分割				
	型分割に係	系る減少連絡	吉個別利益	積立金額を減算				
	した金額							
	④ 適格事後	(設立により	資産の移転	転を受け、又はこ				
	れと併せて	て負債の移転	云を受けた	場合における帳				
	簿価額修正	E損に相当す	る金額					
	⑤ 資本の払	公戻し等(資	本の払戻し	及び解散による				
	残余財産 <i>σ</i>)一部の分配	しをいいまっ	す。) に係る減資				
	資本金額(令第8条第	1 項第 19	号に規定する金				
	額)							
	⑥ 自己の構	は 式の取得等	をした場合	合(法第 24 条第				
	1項第4号	から第6号	までに掲げ	る事由により金				
	銭その他の	資産を交付	した場合)	の取得資本金額				
	(令第8条	第 1 項第 20	号に規定す	する金額)				
	⑦ 自己の構	k式の取得(a	みなし配当	が生じないもの				
	及び対価の)交付がない	ものに限り	ります。) の対価				
	の額に相当	áする金額(*	令第8条第	1項第21号イか				
	らトまでに	2掲げる事は	による取	得にあってはこ				
	れらに定め	うる金額)						

(3) 根拠条文

法2十七の二、令8の2

別表五の二(一)付表二 「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額の うちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関 する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結子法人の当該連結事業年度末における連結個別利益積立金額又は当該事業年度末における利益積立金額のうち、令第9条第1項第4号((利益積立金額))に定めるいわゆる投資簿価修正の対象とされていないもの(修正未済額)を計算するために使用します。

(注) この明細書は、連結子法人に係るもののみを作成します。したがって、連結親法人に係るこの明細書の作成は要しません。

2 各種の記載要領								
欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「法人名」	連結親法人名	名を記載する	るとともに、	かっこの中に				
	連結子法人名を	を記載します	0					
	また、連結	子法人が自己	己を分割法。	人とする分割型				
	分割を行った場	場合(法第1	5条の2第	1項に規定する				
	連結親法人事業	業年度開始の	の目にそのク	分割型分割を行				
	った場合を除き	きます。)の・	その分割型	分割の日の前日				
	の属する事業年	F度又は法第	54条の55	第1項若しくは				
	第2項(同項第	第4号又は第	第5号に係	る部分に限りま				
	す。) の規定に	より法第49	条の2の承	認を取り消され				
	た場合(法第1	5条の2第	1項に規定	する連結親法人				
	事業年度開始の	の日にその意	承認を取り	消された場合を				
	除きます。)の	その取り消	された日のi	前日の属する事				
	業年度の確定	申告をする場	場合には、	その連結子法人				
	名を記載します	た 。						
「最終利益積立金額	令第9条第4	1 項第 1 号口	1 (利益積立	金額)に規定す				
2]	る最終利益積立	Z金額を記載	します。					
「前期までの修正額					前其	閉以前に	こおいて	て、平
5]					成 17	年改正	E前のII	日別表
					五のこ	二(一)	付表の)
					連結	子法人の	の株主等	等にお
					ける軸	長簿価額	頂修正額	質のう
					ち当記	亥連結-	子法人に	に係る
					金額の	り計算し	こ関する	る明細
					書」の) [@]	欄に会	を額の
					記載な	がある場	場合には	は、そ
					の金額	質を含め	めて計算	草しま

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
						す。			
「当	期の修正額6」	その連結子法 主等であった選連結子法人の名 つき同項の規定	車結法人を含 う第 9 条第 3	連結子法人が平成 17 年 3 月 31 日以後に解散 (合併による解散を除 きます。)をした場合に は、令第 9 条第 5 項の規 定により計算した金額 を記載します。					
「汝	各欄共通	った場合	こ自己を合信 こ自己を分割	併法人とす 副法人又は	る適格合併を行 分割承継法人と	後に対分割の	適格合 型分割	E 4月1 ·併又は が行わ します。	適格
「適格合併又は適格分割型分割による調整」	「当期の適格合 併又は適格分割 型分割により引 継ぎを受けた最 終利益積立金額 15」	(1) 当期においる人とする適相を被合併法を年度においる(2) 当期においる継法人とする分割法人を	いて、連結行うで、 体を行うである。 人が成な、連結行うでは、 での、 での、 での、 での、 はないで、 は	ブループ内った場合 并の日の前 の明細書の ブループ内 型分割を行 型分割の日	を記載します。 で自己を合併法 日の属する事業 の「4」欄の金額 で自己を分割承 った場合 の前日の属する 田書の「22」欄の				
額の計算」の各欄	「当期の適格合 併又は適格分割 型分割により引 継ぎを受けた既 修正額 19」	(1) 当期においる人とする適利を合併法を存住される。(2) 当期においる。(3) 当期においる。(4) 総法人とする。(5) 分割法人をおります。	いて、連結? 各合併格合付 た作成、連結? でで適格分割 が適格分割	ブループ内 った場合 并の日の前 の明細書の ブループ内 型分割を行 型分割の日	を記載します。 で自己を合併法 日の属する事業 の「9」欄の金額 で自己を分割承 った場合 の前日の属する 田書の「23」欄の				

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「当期が適格分割型分割年度又は連結事業年度で	各欄共通	自己を分割活合において、 の属する事業 ^を 載します。	当期がその通	適格分割型		ı			
が適格分割型分割の日の前日の属する事業は連結事業年度である場合」の各欄	「分割移転割合 21」	令第9条第 条第1項第9号 します。			転割合(令第います。)を記載	は割帳価ち移転	定する割まの期間を減算した。 を減算した。 を対割を変われる。 を対象を使いる。	第1年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	は、産帳の時かを減している。 では、産帳の時から減

法2十八、令9

別表五の二 (二) 「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結利益積立金額の計算上控除する連結法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
Γij	<mark>車結法人税</mark> 」の各欄	連結親法人の 載された金額の 業年度別に該当	のうち連結法						
「治	<mark>长人税」</mark> の各欄	載された金額 <i>の</i> 法人を除きます	うち法人税 ト。) の同付表	額及び各i 一の「法 <i>」</i>	の「法人税」に記 車結法人(連結新 し税」に記載され 欄ごとに合計し	,			
	道府県民税」、「市町 民税」及び「事業税」 外欄		及び「事業	税」に記載	の「道府県民税」、 なされた金額を事 て記載します。				
Γ₹	<mark>その他</mark> 」の各欄				の「その他」に記 計して記載しま				
「納税充	「期首納税充当金 36」	各連結法人の金額を			の「期首納税充当				
税充当金の計算」の各欄	「37」から「47」 までの各欄	までの各欄に記	己載された金	額をこの	の「36」から「46 _」 明細書の「37」か して記載します。	額の	合計の	び「44」 みの記 りません	載で
1 株									

別表五の二(二)付表一 「各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況 等及び租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する連結法人税個別帰属額又は附帯税の負担額の発生及び決済の状況を明らかにするために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「法人名」		去人税個別帰	景属額の発生	ともに、かっこ 生状況等を記載 。				
「期首現在未決済額①」	前期分のご 金額を連結事		.,	未決済額⑤」の				
「当期発生額②」の「当期分3」	人税の 18 第 1 ます。 以 9 ます。 期 で 同 1 ます。 以 9 ます。 以 4 ます。 な 3 を 4 かけするこ	頂として支出 項の規定に 司じ。)又は過 吉法人規定によ 司じ。)を記載 引じ。)を記載 引じとなった。 の明細書に記	すべき金額は、計算は、計算は、計算は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(当期の連結法 はとして額を知る金額を取る金額の関係を取りませる。) ではる金額を取りませる。) ではる金額をいいのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	受取	額につ	税個別 いては [*]	△印
「当期中の決済額」の各欄	金額のうちき 生した連結事 なお、当期 (連結親法/ ます。) を行 分割の日の前	当期中に決済事業年度別に目中に自己を対しま業年度別で、事業年度関いのを対しています。)にはます。)に	Fされた金額 それぞれ記 分割法人と 引始の日に行 人にあってに 事業年度(期発生額②」の 質をその額が発 載します。 する分割型分割 亍うものを除き は、その分割型 以下「分割前事 斉をした金額を				

2 各連結法人の租税公課の納付状況等の明細

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する租税公課の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

(2) 各欄の記載要領

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「 法 人 税	各欄共通	ついて、連結 載します。 この場合、 表一の二(一)の に相当する金 の「差引所得に を記載し、連 滞税、過少申 の額について	子法人にある 各欄には、連 「差引連結力 (では、) (では、) (は、) (はこの欄には はこの間には (はこの間には (はこの間には (はこの間には (はこの間には (はこの間には)	車結法人税の 手結法人税の 大税額 13」に 税額 13」に は法人税にの ま法人税にの まましない まま記が加算を なため、 は及び加算金	税及び法人税に 人税について 人税について の基本税額 13」 が基本税額 13」 が出土の がは、 がは、 がは、 がは、 がいで、 は、 は、 は、 がいで、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	と結人(開除合結グ申か連法と法と連始きに納い告、結人	な人す結のま生说一こ車グで車るがる親日すじ開プ係結ルあ結法自分法に)る始加る子一っ法	記人己分人行を法前入法法プた人載税を割事う行人又前人人の期税すは分型業もっ税はの税が連問と	、割分年のた、連単の他結に連法割度を場連結体ほの親生
 の 各 欄	「期首現在未納税額①」の「5」及び「6」	末現在未納税 連結法人又は 分割(連結親 きます。)を行 割前事業年度 の金額)を記 なお、連結 納税額①」は	額⑥」の金額当期中に自己法人のの最初をはまる。 ままま のまま のまま のまま のまま の のまま の の の で 前 の の で で で で の の で で の の で の の で の の で の の で の の の の で の	質(前期が過程を分割を対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、	の明本法人では、 神体とするが明知をは、 は、大きなのでは、 は、大きないでは、 は、大きないでは、 は、大きないでは、 は、大きないでは、 は、大きないでは、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	既正は結人記 分にる額のの「私に、注入記」分にる額のの「私	主等(去说載連がは「D別「確計年が更人額し結単、期」表中定額度あ正税をま法体直首は五間生る	のにっ等の基す人申前現、口3のと 申つたの額礎。の告期在直のの金載告い場後又と 直の分未前「金額載	て合のはし 前場に納期⑥額と更に連法て 期合係税分」との

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	「当期発生税額②」の 「中間7」及び「確定 8」	告分の法人科	・ ・ には、別ま	金額を記載し 長一の二一の	「連結中間申 ます。 「差引確定法	の額: 法人和 合には その起	が確 税の額 は、「A 超える	連結法の (を を な し ま) しま) しま) しま) しま) しま) しま) し	連結 る場 こは、 △印
「法人税」の	「当期中の納付税額」の各欄	は「当期発生和は法人税額を、納税額①」におりに、そのおけしたか、仮打により納付したる。各欄にそれぞれ	説額②」に記述される。 連載けん金かにはいる。 はいないとはいいのではいいない。 はいないではいいではいいではいい。 はいいではいいではいいできる。 はいいではいいではいいできる。 はいいではいいではいいできる。 はいいではいいではいいではいいではいいではいい。 はいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいい	記載した連結 にあっては 税額を当期 内税 したか、 それぞれ該 こ、過誤が こください。 目末現在未納和	「期首現在未中に納付した取り崩して納 取り崩して納 又は損金経理 当欄に区分し	確未てに表誤そにの付定収計は一納の記こ金表の	し金上の金含載り頂の記た又し別空」計し場は「載決はて表欄等額ま合、加す	額算仮い五にとをす「別算るはに払なの「記「。」表」ことお金い二末載増の四のと	いと場合は収上ののかの空標
の 各 欄	「期末現在未納税額 ⑥」	「確定 8」に マイナスにな (△印を付けま 納税額の記載 に相当する金額 印を付けます。 金額と本書きし けます。)	る場合にあ ミす。) しま がある場合 質に達する。)、「確定 8」 した金額との	ってはそのst す。ただし、 にあってはそ までの金額は 」の「当期発	「中間7」に未 その未納税額 本書きし(△ 生税額②」の				
	「計9」	「当期中の網 人税の額を合言 二(一)付表一の に記載した「別 符合し、連結法 各連結法人の同 の金額と符合す	十した金額に 「3」から「1 F納連結法 <i>」</i> 人税を除い 司付表の「オ	は、連結親法 7」までの空 人税」の「減(た金額を合計 た納法人税 22	欄のいずれか ②」の金額と トした金額は、				

	各欄共通	原則として「法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税額(均等割額を 含みます。)及び道府県 民税利子割額のみにつ いて記載し、加算金及 び延滞金についてはこ の欄には記載しませ ん。
「道府県民税」のな	「期首現在未納税額 ①」の「10」及び「11」	「10」及び「11」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額(前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五口の「期末現在未納税額⑥」の金額)を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
各 欄	「当期発生税額②」の 「利子割12」、「中間13」 及び「確定14」	(1) 「利子割 12」には、当期中に支払を受ける利子等(当期末までに、その利払期の到来しているものに限ります。)に係る道府県民税利子割額を記載します。 (2) 「中間 13」及び「確定 14」には、当期の連結法人税個別帰属額を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
Г	市町村民税」の各欄	「法人税」及び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記載します。	

「事業税」の各欄	「仮払経理による納付④」	「道府県民税」の「10」、「11」及び「13」の記載に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「22」の「当期発生税額②」に記載します。	「当期中の納付税額」 の各欄に記載した金額 のうち前連結事業年度 又は前事業年度第入の 犯に損金の額額額額 、その額に算入された事 業税の額には、のこ付表の の二付表の「加算」の 空欄に「事業税認定損」 等として「総額①」及 び「留保②」に記載します。
	「損金経理による納付⑤」	します。 未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税は、当 期の損金の額に算入さ れませんから、別表四 の二付表で加算するこ とになります。
「その他」	「当期中の納付税額」 の各欄	「法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じて記載します。 なお、「25」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」 には、未払金として経理した金額を含めて記載しま す。したがって、この経理をした金額は、その後は 期首及び期末の未納税額に記載しません。	
の各欄	「延滞金(延納に係る もの)26」	地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金(延納分を除く。)31」に記載します。	

	「期首納税充当金35」	各連結法人の前期のこの明細書の「期末納税充当金 46」(前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五口の「期末納税充当金 42」)を記載します。	
「納税充当金	Γ37]	還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等各連結法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「還付法人税等」と記載します。	「37」に記載した金額が例えば、前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五の二(一)付表一の「納税充当金 20」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四の二付表には関
の計	「損金算入のもの41」	「利子税 25」から「28」までの「充当金取崩しに	係させません。
算」の各	「損金不算入のもの 42」	よる納付③」の金額の合計額を記載します。 「加算税及び加算金 29」から「34」までの「充当 金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載しま す。	
欄	Г43」	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等39」から 「損金不算入のもの42」まで及び「仮払税金消却 44」以外により取り崩した金額を記載します。	
	「仮払税金消却44」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五 の二(一)付表一におい て、前期から繰り越さ れた「仮払税金」の「減 ②」にその消却した金 額を△印を付して記載 するとともに、「納税 充当金 20」の「減②」 に記載します。

別表五の二(二)付表二 「連結親法人の連結法人税個別帰属額の受払いに 関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、納税義務者としての連結親法人が、連結グループの一員としての連結親法人及び連結子法人と受払いをすべき連結法人税個別帰属額又は附帯税の負担額に係る未収入金又は未払金の状況等を明らかにするために使用します。

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
目	連結親法人の計上科」の「未収入金」と「未金」	一員としての連 るべき連結法人	連結親法人之 税個別帰り 連結法人税(競法人又) 別帰属額がさ	又は連結子注 属額があるは 固別帰属支持 は連結子法 ある場合に	場合にその金額 払額)を「未収 人に支払うべき その金額(連結	の負担	額に [~] 頁を外	べき附 ついて <i>i</i> 書とし	ま、そ
「連結親法人」	「期首現在未決済額 1」	連結親法人の 法人の連結法人 の「期首現在未 連結法人税個別 連結法人税個別 します。	、税個別帰原 決済額①」 」帰属支払額	属額の発生を に記載さる 額を「未収る	れた金額のうち入金」の欄に、				
の各欄	「当期発生額2」	法人の連結法人 の「当期発生額	、税個別帰原 (②」に記載 で払額を「ラ	属額の発生を 載された金額 未収入金」(額のうち連結法の欄に、連結法				
税	連結親法人が連結法人個別帰属額を受払いすき連結法人の名称」の欄	き連結子法人の 「期首現在未決	名称を記録	載するとと 及び「当期	額を受払いすべ もに、この欄の 発生額2」につ 要領に準じて記				
	未収入金計」の「期末 在未決済額4」					この 額 五の二 連結額」	墓結親 (─)付妻 ≲人税	長一の「 個別帰	別表 未収 属支

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
							利益積	
「未払金計」の「期末現 在未決済額4」					額に名との法との法との法との法との法との法との。	おおおいます。おおおります。おおいます。これは、おいます。これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、	記付人一別翌期にから、 別の は は は は は は は は は は は は は は は は は は	金額五基型取代金額

別表六の二(一) 「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに償還差益について課された 所得税の額について、法第81条の14第1項((連結事業年度における所得税額の控除))の規定により 当期の連結所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は 集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」及び「その 他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄(「7」から「21」まで)を記載し、次に上段の各欄(「1」 から「6」まで)を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の44 (連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算))の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「法人名」	連結親法人(の中に「個別! 記載した連結!	帰属額の計算						
「公社債の利子等2」	公債又は社債 がある場合にに	. ,						
「集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配4」	証券投資信言条の103に規定の額がある場合載します。	ごする特定機	长式投資信息		配記 前年投をは的読が	信託法すい信託法すい信託会の記(会の)信託をでいる。	る連絡では、計画運用を扱いない。	吉事業 「集団」 「有信」 「特定」 「特定」と
「その他5」	る給付補てん。 び賞金の支払。 みなし配当等の 載します。	金、利息、和 を受けた場合 の額があるな には、所得税 する給付補 [*]	刊益、差益 合並びに懸 場合に、そ 法第 174 条 てん金、利	賞金等の額及 れらの金額を 第3号から第 息、利益又は	及 び 受け に記 8 差	の内訳 の他に る所得 載しま [*]	係る控 税額の	空除を

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	第2項に規定す を記載します。	る懸賞金付	 預貯金等(の懸賞金等の額	ĺ			
「収入金額①」	当期中に支払 い、利子等につ 到来しているも いて課される所 金額について調	oいては、 oのに限りる f得税額②」	記載し、「①につ の支払を受ける					
「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	1」及び「その 得税②」の (2) 「A (2) 「A (2) 「A (2) 「A (4) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	の他 5」には 金額をその 金額等 2」、 で 2」、 で 2」、 で 2」、 で 2」、 で 3 で 3 で 4 で 4 で 4 で 4 で 5 で 6 で 6 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7	は、「①に載いない。」に載いている。「別に、ままののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	託の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の公司の				
「公社債の利子等、剰余 金の配当、利益の配当及 び剰余金の分配又は集 団投資信託(合同運用信 託を除く。)の収益の分 配に係る控除を受ける 所得税額の計算」の各欄	元本の所有男で、令第 155 条所有期の異なのと、の各欄を、同条額の 2 分の 1 を受ける場合にはを、それぞれ記	で 26 第 2 さるものごと で受ける場合 第 3 項 (元 控除する簡 は 「銘柄別能	項 《種類、 : に、個別に : には「個別 本の増加分 便計算法》	計算する方法》 川法による場合 について所得移 の規定の適用を	場株団託権前年託受に本計間1し合式投を徐に度及益区を算が年、	柄に及資除后終にび証分その1以そす別はび信き信了つ特券しの基年下のべ簡(出託ま治すい定のご利礎をもらり	D資合するで目3ち子と召らけ公又同)施連、的グに配なると属	責は重り庁告受託して等たの区る、③用受の事資託しの等たの区る②集信益日業信のプ元の期と分元

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「利子配当等の計算期間9」及び「(9)のうち元本所有期間10」	上げます。	か分配又は全 であるいというと といく とと とと とと とと とと とと とと とと とと とと とと とと とと	会銭の分配 こは、その画 た。)の配当ででは、のででは、のでででは、のででできます。 では、のででできませる。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(以下「配当等 已当等(以下「 にその判定対 等の支払に係 等の支払に係 ・算期間 9」に 満の端数は切 型投資信託に 有期間割合 11	法り 信信区す 若割判象るる記 り つ」 法 お 託託分。	丙 適 す お と は すご用 。 、 そ 別 る	ること N追加型 以外の グルー	にな 型投資) 投資 - プに
「各連結法人の利子配 当等の計算期末の所有 元本数等の合計15」及び 「各連結法人の利子配 当等の計算期首の所有 元本数等の合計16」	, , ,	では所有元 出資につい	ては所有え	元本の金額に	よ			
「 <u>(15)</u> —(16) 2又は12	次の場合に応 (1) 利子配当等 元本の場合・・・ (2) 利子配当等 本の場合・・・・・	をの計算期間 (15)-(10) 2 又は をの計算期間 (15)-(10)	引が 1 年以 <u>○</u> 日が 1 年を					

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「その他に係る控除を 受ける所得税額の明細」 の各欄	の内訳を記載 税額 21」は、 所得税の額を 付補てん金、 金付預貯金等 徴収された所	します。この その収入金 記載し、また 利息、利益、 の懸賞金等、 得税額を証明	り場合、「招 額について こ、「参考」 差益、利 みなし 調する書類	金等についてを には、質金、給 は、質金、 は、質金、 はの分配、 が配、 が配、 が記 が記 が記 が記 が記 がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	こい とっこい とっこの とっこの とっこの 紙 てくだ	訳の様記載し	その明式に	細をより
「個別帰属額の計算」の各欄	当期の連結。る所得税の額について、各行利子配当等も当該連結法。金の利子及びうち控除を受いのうち控除を	のうち、各選 車結法人ごと 以外に係る打 人に帰せられ 合同運用信討 する所得税額 受ける所得	車結法人に に記載し 空除を受け いる所得税 Eの収益の 類③」及び「 税額③」の	額から控除され :帰せられる金額 ます。この場合、 る所得税額のう 額 26」は、「預貯 分配 1」の「②の その他 5」の「② 各欄の金額のう ・銘柄等ごとに記	この ないと この内 紙に記 ださい。	- 訳の様: 載して?	その明 式によ	制細をこり別

(注) 道府県民税利子割額は、この明細書には記載しません。

4 根拠条文

法 81 の 14、令 155 の 26、155 の 44、措置法 41 の 9④、41 の 12④、措置法令 26 の 10③、26 の 11、措置法規則 19 の 4②

別表六の二(二) 「連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15 ((連結事業年度における外国税額の控除)) 又は措置法第68条の91 ((特定外国子会社等に係る外国税額の控除)) 若しくは第68条の93の7 ((特定外国法人に係る外国税額の控除)) の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

- (1) この明細書を記載する場合には、その記載に先立って各連結法人ごとに別表六の二〇付表の右欄の「当期の個別国外所得の金額の計算」のうち「国外の当期利益又は当期欠損の額15」並びに「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」並びに寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結グループで損金不算入額の計算を行うものを除きます。)の記載をする必要があります。
- (2) この明細書の記載の順序は、次の①から④の順に記載します。
 - ① 「当期の連結国外所得の金額の計算」の各欄については、各連結法人の別表六の二口付表の右欄「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄((1)に掲げる各欄)の金額の合計額をそれぞれ該当する欄に記載します。
 - ② 「交際費等の損金不算入額 20」を記載し、また、寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結 グループで損金不算入額の計算を行うものについて区分及び金額を記載します(これらの金額に つき各連結法人に帰属する金額を各連結法人の別表六の二二付表の右欄の「当期の個別国外所得 の金額の計算」の各欄に記載します。)。
 - ③ 「当期の連結法人税額 1」から「連結控除限度額 16」までの各欄を記載します(この「連結控除限度額 16」の金額を各連結法人の別表六の二〇付表の「当期の連結控除限度額 2」に記載します。)。
 - ④ 「当期に控除できる金額 17」に各連結法人の別表六の二〇付表の「計 13」の金額の合計額を記載します。

3 添付書類

この明細書には、個別控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第 37 条の 6 各号 ((外国税額控除を受けるための書類)) に定める書類又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 10 条第 1 項 ((みなし外国税額の控除の申告手続)) に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人に係るものはそれぞれ次によることとしてください。

- (1) 連結親法人……連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する明細書に添付します。
- (2) 連結子法人……当該連結子法人が本店等所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

4 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「連結国外所得金額の限度 額の計算」のうち 「 各連結法人の国外 使用人の総数(人) (7)× 各連結法人の 使用人の総数(人)		総数及び各	か連結法人の	は、各連結法国外使用人の	母分 れい 所 該 す る の	子せわでしますのんゆ国な用用のの外別の人の人の人の人の人の人の人	務用駐事施はに役人在業設、含	含ま事務に発力の
「限度額の計算の特例の適 用がある場合」の各欄	の規定を受け 控除対象外国	る場合(「名 法人税額の	各連結法人が 合計額 11」の	計算の特例》 納付した個別 の金額が「計7」 こ記載します。				
「当期の連結国外所得の金額の計算」のうち「各連結法人の国外の当期利益又は当期欠損の額の合計額18」並びに「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額20」を除きます。)				の二二付表の金額を記載し	額は損行「入	ど連結 不 の 費 の 20 」 の	損法グ額つの記だのの記だのの記述	とプ出は、年を
「交際費等の損金不算入額 20」	の「支出交際	費等の額の 美務に係る交	合計額1」の	の金額に同表 うちに各連結 の合計額の占 載します。				

5 根拠条文

法81の15、令155の27~155の41、規則37の5~37の7

別表六の二(二)付表 「各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15 ((連結事業年度における外国税額の控除)) 又は措置法第68条の91 ((特定外国子会社等に係る外国税額の控除)) 若しくは第68条の93の7 ((特定外国法人に係る外国税額の控除)) の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに使用します。

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「法人名」	連結親法人の 中に外国税額の 人名を記載しま	の控除の規定		もに、かっこの る連結法人の法				
「当期の個別控除対象 外国法人税額1」及び 「納付した個別控除対 象外国法人税額16」	その連結法人 対象外国法人移 及び「納付した 対象外国法人移	・ 額又は個別 控除対象外	控除対象外 国法人税額	計又は個別控除	対象	納付し 外国法。 にはみ まれま ⁺	人税額 なし納	16」の
「法第81条の15第2項 により控除できる金額 11」及び「法第81条の15 第3項により控除でき る金額12」	その連結法人の②」の金額を			の②] 及び「33				
「国外の当期利益又は当期欠損の額15」	その連結法人利益又は欠損の			額のうち国外の iを記載します。	項る税配る年	第81 多	会社からまるは、は、は、まるは、まる。は、は、連州のは、は、連州のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	ラ受法 受法 で で 受 き で り き き き き き き き き き き き き き き き き き
「当期の個別国外所得の金額の計算」の「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」を除きます。)	定外国子会社 より益金の名 「加算」の空 額」等と記載 応分①」に記 (2) 措置法第 (に係る課税を 金の額に算力	土等の留保会 質に算入され で関に「特定 でするととも 己載します。 68 条の 92 質 斉配当等の智	金額の益金組みを組みる。 外国子会社はこその金額にその金額の計算の計算の計算のは	結法人に係る特 算入》の規定に ある場合には、 等の課税留保金 を「国外所得対 定外国子会社等 で規定に「減算」 ・には、「減算」 ・には、「減算」	るの務は国対課で	左特本所地子しさあを記り外又所が社外い場合に	国は在そ等国国は、	社る国定得税地の等事又外にを域金

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	①」に記載 (3) 当期の連続 された金額の 理費その他の と国外源泉が て生じたもの の価額、使用 人の行う業が 理的と認め 得に係る部分	します。 語所の金額 かうち、でまずののの内ののののののののののののののののののののののののののののののののの	質の計算上、 通費用の額 村源泉所得 べき場合は、 他の基準の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	国外所得対応分 損金の額に算費、 (販売費、ごり、 を生ずたで関、 を生ずたで関、 を当該連りでは 質に は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	入と一のでの別別	額でプ計い損帚参なはで算て金属考にな損をは不額に	の連く金行、算17し指連不う交入のてのない。	人グ入の費の 世の での での での での での での での での での で
「①のうち非課税所得分②」の各欄	されない国外が じそれぞれ次の る所得の金額が (1) 連結法人の せられる国が じた国又は地域が ること。 (2) 外国税額の らの配当等が 地域が国法人利 (3) (1)及び(2)	原界の外地がの、配見以たり、大きの外地がの、間、当等はのという。 いい はい	のす記等・・国を・対子該こ泉が国も載をそ外課・象会外と所当外のし通の事さ と社国と得該線をする 医異ない なの子し :国業ないなの子し :国	て行う事業に帰 外源泉所得を生 所等のととしている外国子会社の 所在する所在するい る外国子会国子会社の 所在かること。 いること。 いるの国外 の原 の原 の原 ののののののののののののののののののののののののののの	るい 条 る 税 の れ	ト国法 <i>)</i> と」に <i>i</i> 27 第 3 みなし糸	ま、現分のおり、またのでは、現代のは、現代のは、現代の場合は、現代の場合は、またのは、またのは、またのは、またのは、またのは、またのは、またのは、またの	果さな 第 155 見定す 国法人
「交際費等の損金不算 入額の個別帰属額17」	金額に各連結	生人の国外業	業務に係る 務に係る交	不算入額 20」の 交際費等の合計 際費等の額の占 載します。				

法81の15、令155の27~155の41、規則37の5~37の7

別表七の二 「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち次表に掲げるものについて、それぞれ次表に掲げる制度の適用を受ける場合に使用します。

連結欠損金額	制度
① 当期首前7年以内に生じた連結欠損金額のうち 平成13年4月1日以後に開始した連結事業年度(法 第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事 業年度を含みます。以下②において同じ。)におい て生じたもの	法第81条の9(第3項を除きます。)(連結欠損金の繰越し)の規定による7年間の繰越控除制度
② 当期首前 5 年以内に生じた連結欠損金額のうち 平成 13 年 3 月 31 日以前に開始した連結事業年度 において生じたもの	平成 16 年改正前の法第 81 条の 9 (第 3 項を除きます。) ((連結欠損金の繰越し)) の規定による 5 年間の繰越控除制度

2 各種の記載要領								
欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「控除未済連結欠損金	当期首前7	(又は5)年	以内に開始	心た連結事業年	平月	戊 13 年	3月31	. 目以
額1」	度において生	じた連結欠損	量金額(連結	欠損金額として	前に	開始し	た連結	事業
	みなされた金	額を含みます	-。)で、過去	に繰越控除又は	年度	(法第 8	1条の	9第2
	繰戻しを受け	なかった金額	頂を古い連	結事業年度の分	項に	規定す	る政令	で定
	から順次記載	します。			める	連結事	業年度	をい
	この場合、	火の区分に応	じ、それぞ	れ次の金額を記	いまっ	す。)に	こおいて	生じ
	載します。				た連続	結欠損	金額の	繰越
	(1) 調整連結	事業年度(占	最初の連結	事業年度、法第	期間	は、5 年	手間とな	こりま
	81 条の 9 第	第2項第3号	に掲げる場	合に該当するこ	す。し	たがっ	って、例	えば、
	ととなった	連結事業年度	要及び同条第	第 4 項各号に規	平成	20 年	3 月期	(平
	定する場合	に該当するこ	こととなっ	た連結事業年度	19. 4.	1~平	20. 3. 31	() は、
	をいいます	。以下同じ。) の場合…	… 「8」の金額	当該	連結事	業年度	開始
	(2) 調整連結	事業年度以外	外の連結事	業年度の場合…	の日前	前6年月	以内に関	開始し
	…前期の「	3」の金額			た連絡	吉事業年	丰度 (法	第 81
					条の!	9第25	頁に規定	ご する
					政令`	で定め	る連結	事業
					年度	を含みる	ます。)	(平成
					13 年	4月1	日以後	後に開
					始して	た連結	事業年	度)に
					おい	て生じ	た連結	大損
					金額	が繰越	控除の	対象
					となり	りますの	ので、こ	ご注意
					くだる	きい。		
「当期控除額2」	当期の連結	所得金額(別	表四の二	「仮計 44」の「総				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	額①」) から「1 を控除した金額 ら順次補てんす 記載します。	の範囲内で	で、古い連結	事業年度の分が	7			
「当期分」の「連結欠 損金額」	当期の別表匹 46」の「総額①」 その連結欠損金 記載します。	に連結欠担	員金額の記載					
「連結欠損金の繰戻し額」	連結欠損金の戻しによる還付適用を受ける金	け》の規定(の適用を受	連結欠損金の総ける場合にその	日日連合散散割きが81をせかま結に等及型まあ条受ん	らで事は(び分するのけの平の業、適合割)と31で、では格併後のきるこ	成14年終で装に、ないないというでは、大14年終で法に似解別き定は欄さい。 ひょうしょ しょい はばれる いっぱい	月するのる格を事法適きは31る場解解分除実第用ま記
「控除未済連結欠損金 額の調整計算」の各欄	当期が調整連 結事業年度の分			る場合に、古い道	<u> </u>			
「控除未済連結欠損金 額8」	次の場合に応 (1) 当期が最初 ((4)+(6)-(7) (2) 当期が最初 年度である場 ((4)+(6)-(7)	Jの連結事類)又は (5) Jの連結事 J 合	業年度である	5場合	367			
「更生欠損金等の当期 控除額がある場合の連 結欠損金等の当期控除 額の合計額の計算」の 各欄	連結法人が法 個別損金額の益 更生等による債 金算入》の規定 計算する場合に 合に記載します	金又は損金養務免除等。ここより同りにより同ります。	を算入》 (法 があった場 項に規定す	合の欠損金の扱 る個別損金額を	11			

法 81 の 9、平成 16 年改正前の法 81 の 9、平成 16 年改正法附則 14、令 155 の 19~155 の 21、措置 法 68 の 98

別表七の二付表一 「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整 計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、令第 155 条の 21 第 1 項及び第 2 項 (連結欠損金個別帰属額等))の規定により各連結法人の連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額を計算する場合又は法第 81 条の 9 の 2 第 1 項 ((特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用))に規定する欠損等連結法人(以下「欠損等連結法人」といいます。)である連結法人が、同項に規定する特定支配日以後 5 年を経過した日の前日までに生じた令第 155 条の 21 の 2 第 5 項各号に掲げる事由に該当する場合において、その連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度ごとに使用します。

2 合棟の記載安禎								
欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「連結欠損金発生年					平成	13年3	3月31日	日以前
度」					に開始	自した連	車結事業	
					(法第	· 81 条	の9第2	2項に
					規定す	一る政令	うで定と	かる連
					結事業	年度を	といいま	(す。)
					におい	て生し	こた連絡	吉欠損
					金額の	繰越期	間は、	5 年間
					となり	ます。	したが	って、
					例えば	、平成	20年	3月期
					(平)	成 19.	4.1 ~	平成
					20. 3. 3	81) は、	、当該	車結事
					業年度	開始の	日前 6	5 年以
					内に開	見始した	と連結	事業年
					度(法	第 81	条の9億	第2項
					に規定	ごする耳	文令で気	をめる しょうしょう
					連結马	事業年	度を含	らみま
					す。) ((平成 1	3年4月	月1日
					以後に	ニ開始し	した連絡	吉事業
							て生じた	
							桑越控 隊	
							ので、	ご注意
					くださ	· / /。		
「連結法人名」	「連結欠損金夠	発生年度」	ごとに、連絡	洁欠損金当期控	左記	己の連絡	吉法人に	こは、
	除前の連結欠損金	金個別帰属	額の調整計算	算の対象となる	当期に	こおい	て連結	計納税
	連結法人の法人名	名を記載し	ます。		の承認	忍が取	り消さ	:れた
					法人を	含みる	ます。	
「最初の連結事業年	当期が最初の過	車結事業年	度である場合	合にのみ記載し				
	I				I			ļ

欄	記	載	要	領	注	意	事	項			
度における調整計算」	ます。										
の各欄											
「連結親法人又は法				額 (法第 81 条の							
第81条の9第2項第		., , , , , ,		る場合の同項に							
2号に規定する連結			欠損金個別	帰属額を除きま							
子法人の欠損金額等	す。)を記載しる	, ,	to a common								
で連結欠損金額とみ				項の規定により							
なされるもの1」			- , . ,	望結親法人事業年 3// 、							
		, ,,	, , , , , , , , ,	別がした各事業年							
			_ ,,, ,, ,, ,	の青色欠損金額							
	(法第 57 条第										
				項又は第9項の							
		_		び過去に繰越控							
				まおもわせんな							
				害損失欠損金額							
				日の5年前の日							
		からその開始の日までの間に行われた株式移転に係 る株式移転完全子法人であった連結子法人(その連									
				株式移転により							
				った連結親法人							
				別始の日まで継続 の世式などの表							
				の株式移転の直							
				(その連結子法人							
	1		_ , , , ,	の総数の50%超の							
				と有されているも 第9項の担実に							
				第2項の規定に							
				①又は②の金額							
				以内に開始したそ							
				株式移転が適格							
				場合には、その日の属する事業							
				こおいて生じた青 こ規定する災害損							
			未免 頃に	- 祝足りる火吉頂							
	失欠損金額 ② その開始		コルり 年い	1内に関払したス							
				人内に開始したそ この株式移転(適							
				の休式移転(週したことに基因し							
				上連結親法人であ							
		,		上理結就伝入である 図に係る各連結事							
	業牛度にお	いく生した	てい理結子	業年度において生じたその連結子法人の連結欠損							

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
	金個別帰属	額							
「連結親法人の適格	連結親法人が	同一連結グ	ループ外の	の法人を被合併	并法	(1)	未処理	欠損金	き額の
合併等による未処理	人又は分割法人	(以下「被	合併法人等	阜」といいます	_。)	うり	ち法第	57 条第	第2項
欠損金額等の引継額	とする適格合併	又は合併類	i似適格分割	剛型分割(以下	[8]	又	は第6項	頁の規定	定によ
2」及び「連結親法人	欄の記載要領ま	でにおいて	「適格合併	等」といいます	⊢ _。)	9 3	欠損金	額とみ	ょなさ
の適格合併等による	を行った場合に	次の(1)又は	(2)の金額	(欠損等連結法	5人	れる	たもの	以外の	金額
未処理欠損金額等の	である連結親法	人の法第8	1条の9の	2 第 2 項第 1 号	引に	につ	ついてに	は、適材	各合併
引継額5」	掲げる未処理欠	損金額又は	連結欠損金	企個別帰属額及	とび	等(に係る	被合併	‡法人
	連結親法人が同	条第4項に	規定する場	場合に該当する	5場	等	がその	金額カ	生じ
	合における同条	第2項第3	号イに規定	定する未処理欠	て損	た	事業年	度にお	ういて
	金額又は同号ロ	に掲げる連	結欠損金個	固別帰属額を阅	き余	青1	色申告	書であ	うる確
	ます。)を記載し	」ます。				定日	申告書き	を提出	し、か
	(1) その適格合	併等に係る	被合併法ノ	人等が(2)の被合	分併	つ、	その後	後の事業	
	法人等以外の	法人である	場合る	その適格合併等	争の	にこ	おいて	連続し	て確
	日前7(又は5	5) 年以内に	開始した名	各事業年度にお	W	定日	申告書	を提出	まして
	て生じたその	被合併法人	、等の未処理	里欠損金額(法	法第	<i>۱</i> ۷.	る場合	の金額	頁に限
	57条第2項又	.は第6項の	規定により	の欠損金額とみ	ナな	りる	ます。		
	されたものを	含み、同条	:第5項又に	は第9項の規定	己に	(2)	未処理	災害損	美失欠
	よりないもの	とされたも	の及び過去	よに繰越控除ス	ては	損金	を額は、	適格包	分併等
	繰戻しを受け	た金額を除	きます。以	以下同じ。) 又に	は法	に存	系る被合	分併法ノ	人等が
	第 58 条第 2 項	頁に規定する	る未処理災	害損失欠損金額	額	その	の金額が	ぶ生じた	こ事業
	(注) 未処理欠	損金額は、	その被合併	并法人等がその)連	年月	度におり	いてその	り金額
	結親法人との	の間にその	適格合併等	等の日の属する)連	に存	系る明糸	田を記載	載した
	結親法人事	業年度開始	の日の 5 年	F前の日以後に	_特	確定	官申告書	書を提出	出し、
	定資本関係	(法第 57 条	第3項に対	見定する特定資	本	カン	つ、その)後の事	事業年
	関係をいい	ます。以下に	司じ。) が生	じている場合	で、	度に	こおいて	て連続し	して確
	その適格合何	併等が共同	事業を営む	っための適格合	分併		申告書を		
				鵲たすものを√		る場	易合の金	を額に『	艮りま
				法第 57 条第 3		す。	_		
	·			頁に含まないも) Ø		「2」又	_	
	とされる欠れ						り記載か		
				人等が他の連結			その金		
				が連結子法人で			長七(一)作		
				生人の場合には ・- スコンド			こに所要		
				色の承認を取り			て作成し		
				『の連結親法人			寸する必	必要がる	ありま
				ます。また、そ		す。			
)割に係る分害 プの連結期と					
				ープの連結親没					
	事業年度開始	台の日にその	の合併類化	J適格分割型分	剂				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	格合併等の目結果年度に結果を通知を持ち、連結を対し、事がを対し、事がををは、会ができません。	前7、2は、1月の1日では	は 5) 年以内 じたそのは (高) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	場合 被併と属以格第に規・一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
「上記以外の連結事 業年度における調整 計算」の各欄	当期が最初連場合に記載しま		を以外の連結	事業年度である				
「連結法人間の適格 合併等による引継額」 の各欄	合併等が行われ なお、連結法 等が複数あるも 載し、「7」から 法人等の「7」7	た場合に記 人のうち「 のについて 「9」までの から「9」ま ぞれの欄に	記載します。 6」に記載す ごは、「6」に ○各欄にはそ ミでの各欄に	間において適格 べき被合併法人 は「合計」と記 れぞれの被合併 記載すべき金額 の内訳を別紙に				
「被合併法人等となる連結子法人名6」		., , ,,,,,		結欠損金個別帰 子法人の法人名	の業よにをはて	併す度解りりそこ各法るに散連消のの欄の上す。	結い 難納れ れた がれた かいまん かいまん かいまん かいまん いいき かいまん いいき かいまん いいき かいしょう かいしゅう はいい かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう はいいい かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいいん はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいい	人併事を記していますに由認にいま
「同上の連結子法人 の連結欠損金個別帰 属額の前期末の金額 7」	被合併法人等ける連結欠損金			する前期末におす。				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「同上の連結子法人に おいて欠損金額とない なされて繰越控除された金額8」	(1) 「行法属金」のとの日型合損属まれめ被そすう年年でに人す額結了るかで割法額る)金記併適分のでに載法を事み、人日格同間行等み業所がし人合型除じいまが、	しな業ながま合日こっのな下骨あま等併分きたてすたる年さ、連で併のそた未さ度のるすと等割ま欠繰。連連連度れ、結の等属の場処れ(金場。なの(す損越・結結にて、親間をす連合理て以額合、る前連)金控、納分子お額 法に行る結に欠そ下のに 連に絹を額防 秋	て法い越、人そい連法、損の「計、 結そ親行とされ、	属合業た 開人そ事法合の割業金を、法年場でを りの等度額 の合適年と等結日度額の 期を開にのののでを 日併格度すに法の」に金 中分始は分金 れのじ載 ら人併了分るの日い入に お法日各前に 場で のして を の の の の の の の の の の の の の の の の の の				
子法人の連結欠損金 個別帰属額の前期末 の金額11」	に、その連結子注 の金額を記載し		5欠損金個別	帰属額の前期末				
「連結欠損金の繰戻 し還付の特例の基礎 となった連結欠損金 額の個別帰属額12」	連結親法人に発表の事実が生じた。連結事業年度又は生じた連結大損に額を除きます。以上の事務を発きます。以上の事務を発表して連結となった。の9第2項の規定の事務を発表している。対象を発き、対象の金額を除き、対象のうちにそのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	た日前1年 は額(は)のたり、 は額にはのは、 はのはでででででいる。 はなりでででいる。 はなりででは、 はないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでも、 もないも、 もなも、 もなも、 もなも、 もなも、 もなも、 もなも、 も	以内に終了 は大の連結する。 ないの連求した。 ははなりでは、 ははなりでは、 ははなりでは、 ははなりでは、 ははなりでは、 ははなりでは、 ははなりでは、 ははなりでは、 ははなりでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	業年度においてで)に掲げる金連結事業年度に、その連結欠けの連結を表した。 展額(法の連結を表した。)の合いでは、これの合いでは、からの合いでは、からのでは、からいではいいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいいでは、からいで	といい。 散分以 : 動の 律	記しま適及割外会幾時の売の次す格び型の社関例規の解に、合合分解更等等定期	は が が は 類後 法 更 関よ を と と	の る 適解 は手るを 解格散 金 続法

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	度の連結所 2 法第 81 章 された金額 3 連結下金額 3 運付 請請 法 責 選 人 ず 業 年 度 で 項第 4 号 を で 第 4 号 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	額を記載しての9第1項得金の9第4年の9第4年を記載現では、1年の1月の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の	ます。の算項、選業日の第四書の第四で選業日の項のでは、大規一のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	占める割合を乗り各連結というというでは、 というというというというというというというというというというというというというと	12	民事再再とおった。		
「分割前事業年度に おいて欠損金額とみ なされて繰越控除さ れた金額13」	連結法人の分生じた欠損金額載します。			、各事業年度でされた金額を記	のう の(2) され には	越控除 ち「8」 の「損分 た金額」 、その分 もします	の記載 の額に がある え額を控	要領 算入 場合
「共同事業を営むための適格合併等に該当しないことによりないものとされた連結欠損金額14」	その連結親法人 出資法人とする (以下「適格合 その連結親法人	を適併とと連てむえを2倍各等被の結いたてい項法併と併の法場の用ま規の用ま規	、分割承継適格分割スパーツのおります。)がは、分割関係のは、分数を関係がある。から、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは	は適格現物出資 が行われ、かつ、 人又は現物出資 がその固格合併 始の日の5年前 その適格合併等 令第112条第9 7項に掲げる要 ないときは、令	あに一調明の及整細	14」に分別を書ります。	は、その 表七(→) 二に所 て作成	金額付表のた
「欠損等連結法人の 適用連結事業年度前 の連結欠損金額のう ち当該欠損等連結法 人に帰せられる金額 15」	欠損等連結法 (特定株主等に。 結欠損金の繰越 欠損等連結法人	よって支配しの不適用	された欠損	金額のうちその				

欄		記	載	要	領	注	意	事	項
「連結欠損金当期控	ř	欠の場合に応	じてそれぞ	れ次により	記載します。				
除前の調整後の連結 欠損金個別帰属額 18」	(1)	当期が最初 (3) 又は(17	の連結事業	年度である	場合				
大俱亚 個 別帰属領 10]	(2)	, , , ,	の連結事業	年度後の連	重結事業年度で通	1			
	糸	吉欠損金当期	控除前の連	結欠損金個	別帰属額の調整	ξ			
	言	計算を行うこ	ととなる連	結事業年度	である場合				
		(3)又は (17)							

法 81 の 9、81 の 9 の 2、平成 16 年改正前の法 81 の 9、平成 16 年改正法附則 14、令 155 の 19~155 の 21 の 2、規則 37 の 3

別表七の二付表二 「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、当期首前7年以内(又は5年以内)に開始した連結事業年度において生じた連結欠 損金個別帰属額について、連結欠損金当期控除後の金額を計算する場合に使用します。

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「連結事業年度」の各欄	事業年度で、		別帰属額が	に開始した連結 5生じている連結 記載します。	前年項めいた期す平19は始し81る年13しいがに度にるま連間。成4、当日連合を存在に経験である。	開法規連す時は、20~該前結9で含月結じ控始第定結)欠、た0~該前結9で含月結じ控います事に損なが年平連6事第定み1事だ除り	31 た13業お金間で月2事以年項るす以年結対注月連の政年い額と、期2業内度に連)後度欠象意のおり令度でのな例期3業内度に連)後度対と	事第でを生繰りえ(3)、巨乙(見吉(こ)員と事第でを生繰りえ(3)度開法定事平開に金な業2定いじ越まば成)開始第す業成始お額り
「連結法人名」	業年度におい		金個別帰属	ずれかの連結事 額を有する連結				
「連結欠損金当期控除 前の金額」の各欄	要がない連続の金額を記載当期に連続法人には事業年度に記載し、それ	語法人にあっ 或します。 語欠損金個別 あっては、その ついては別表-	ては、この 帰属額の調 調整計算の 七の二付表- 業年度につ	整計算を行う必明細書の前期末整計算を行った対象となる連結 一「18」の金額をいてはこの明細				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項	
「個別欠損金額26」					「追	車結欠打	員金額2	5」に	
					記載すべき連結欠損金				
					額がない場合には、この				
					欄は割	記載し	ないて	ごくだ	
					さい。				

法81の9、令155の19~155の21

別表八の二 「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細 書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の4 ((連結事業年度における受取配当等の益金不算入)) (措置法第68条の103 又は第68条の104 ((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等)) の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず、中段の「総資産価額等の計算」及び「受取配当等の金額の明細」 の各欄(「13」から「25」まで)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「12」まで)を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の11(受取配当等の益金不算入額の個別帰属額の計算)の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

3 谷懶の記戦安良								
欄 	記	載	要	領	注	意	事	項
「法人名」		属額の計算」	の「連結法	ともに、かっこの				
「当期に支払う負債利子等の額3」		もの)) に掲げ	• • •	第21条(負債の 含め、各連結法人	1配利のに利に入の負標子規算子はさ金債	《主等定入の、れ額にまなれてままれてまる。	68 大保税りなが貴負期等の負貨特金負があの債にある債にある債にある。	国は特を見ら頂いた外債例の債場に利払支の)額の合算子う
「連結法人に支払う負 債利子等の額4」	法人(当該連結	法人との間	こ連結完全	法人が他の連結支配関係がある計額を記載しま				
「総資産の帳簿価額13」	している総資産 建勘定、返品債	産の帳簿価額 権特別勘定	可の合計額 など資産の	借対照表に計上 (繰越欠損金、両 帳簿価額に含ま ます。) を合計し	ている繰延	る場合(税金資	計を探 こ計上さ 産勘定 産の帳簿	される ごの金

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	た金額を記載し				の合計	一額に含	含まれま	きす。
「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等14」	るを記 (1) こと 特土 り 規いするの 等に 活法と は とに 別地 再定 るるの等に 活法と まで で 当 の 毎 に 活と と は は な で 当 の 毎 に 活と と な は は と に は と な る の 年 に 活と と な と な も に は と な る の 年 に は と な る の 年 に は と な る の 年 に は と な る の 年 に は と な る の 年 に は と な る の 年 に は と な る し な る と な も し か ま と な も と な も し か ま と な も と な と な	た金額になる になる になる になる になる になる になる になる になる になる	かく をしてる という といて をして はない はない はい はい はい はい はい はい はい はい ない はい	いる金額 第1項の規定に 法第7条第2項 限表に計上され 再評価差額に相 券及びず。以下同 関係がある他のの 他利子の支払の に相当する金額	いる場の処分又は特み立ての積立	合にお により 別償却 ている で 金等に	十をが、 印巻 と 係 て に 解 乗 種 金 に 移 載	制余金 貴立金 きを積 は、果
「関係法人株式等の帳簿価額16」及び「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額17」	より (1) 又か内(中は人とあい) 内まが又又連記こはら国当途、事当っいこ国す有はは結戦の出そ法該に該年他場す場人のる額資業との終しの終しのでの合。合公発言:通年	。連ちの間に内を耳の関益行の発結的に法立法の法該係人株式上人の人種が結びに決立法の法該係人株式上人の人連が結びに対しては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	末結継完当た設での内 末ははは相ばれ、我親紀全該法立継間国 式人出出当等前等法しを連人の続に法 等格資をすをほし、事連関親あかて結の はな当き数まり	額には、大田の合のでは、大田の合のでは、大田の合のでは、大田の合のでは、大田ののの、の以次、株の他場度の親法係資。他除法総株当内内の始とた年あ結親関出、がを国のの、の以外、株の他場度の親法係資。他除法総株当内内に、式日の合のでは人がを、のき人数式該国に	連結は対外期合の	人等式期っ書額	在等はのでも当そ額、こ区異前期の以外のでは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	係らがるの現

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	連結事業年月 合におり第 158 一一年 158 一一年 158 一一年 158 一一年 158 一一年 158 一一年 158 一一年 158 一一年 158 一一年 158 一年 158 日 158	度終了の日ままという。 日まま 15条にが は 10 5条にが 式 法 価 に い 3 5 5 6 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 8 7 7 8 7 8 7 8 7	で)引き続いる 3 様に まの 2 様に まの 2 様に まの 2 様に がの 2 に 特に で 3 を で で に 掲げ ある は で で 要 場	立の日から当該はの日から当該は大人には式るには、大人には、大人には、大人には、大人には、大人には、大人には、大人には、大人				
「受益権の帳簿価額の 1 2又は4 相当額18」	します。	情投資信託、 定外貨建等記 をについては 外貨建等証 言託以外のも	外国投資信証券投資信証券投資信託 まその帳簿品 券投資信託 ものについ	「額の 2 分の」 のうち特定外貨	託て外外とていを以これ貨い 改終のあと信貨のがいい外外とて建いな正了場る	貨は託建資でる、貨のがい等まお法す合の替建 (財資産き証こ建資でる証す、のるははえ等信産産でる券の資産きも券) 影施連、ほご	おの又運こ投う産でるの投善等行結写登款の又運こ投う、又運こを資善引の事益証は、外株すと信うは用と特信・治日業権影	お超式るさ託%株すと定託 一前年間分いを以これを超式るさ外と 部に度とと
「受取配当等の金額の明細」の欄の「連結法人株式等」及び「関係法人株式等」	の連結法人株式 ます。 (1) この場合の	大等又は関係 つ連結法人株	法人株式等					

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	等当日算法に支資に人国当、内まが又又連額他に該お第の等ま対人連払のおと法該こ国す有はは結のの設効け158を額の期当完受転てそとの場人のる額資人払国さが当条を額の期間該党は受転でとの場人のる額資人払国さが当条支の期間該党を連支の内合(の発言の道当保人だす他のは、	なもの十をあるとおれる関益行となどはなくにでしていると、「ないない」のはい日対関当た法受連人係人株状以法他効当人日内1場の係いま象係等場人け結の法等式工上人の力該でま国項合内をする。「関がのでする完本서又又には「はずりの)と第に	国基に終間あ額での配全で末ははは相ば国医力な引し2段法準)続内るのそつ当支又式人出出当等法ずが場きの号け人日のしに他元のた等配は等格資資すを人る生合続共《るかの開連その本連との関出との(除数きらりるは、有に係号の翌始編)連で結は額係資はな当除数きらりに有に係号	直支日の告連結あ法はをがい連い該を又き受負担設しは法に前払か日法結法る人そ支あい結社他まはよけ月前のい資株定にをらか人法人株がの払っい法団のす。金)る月前のい資株定のけのそのとら又該結他場。がを国のの、当に月か場か等る配た基の連のそは末親の合。他除法総株当等当以ら合いの他別配準計結間の出日法内のののき人数式該の該内当に令範の				
「受取配当等の金額20」 及び「受取配当等の金 額23」	式又は出資に係減少に伴うものす。)、利金金のす。)、利金金の者に、利金のです。)、利益のです。)、利益のでは、利益のでは、利益のでは、利益のでは、対象には、対象に対して、対象のでは、ないないないないでは、対象のでは、ないないないのでは、ないないないないないないないないないないないないないないないな	るものに の及び分割 記当(分割 の分配(分割 の分配(分割 を大投資信託及 を大投資信託及 といい訴決分の会 はる部分の会	限るものとし 型分割により 登に係るも資 で特定投費 び特定投資 の収益の 信託のに規定 を額)に規定	利余金の配当(株 八資本剰余金の るものを除きま るものを除きま のに限ります。) 信託の収益の分 信託、外国投資信 分配額(令第19 の分配のうち配 の分配のうち配 でする2分の1 外貨建等証券投	法のけ取除 注 (2) 項金にに	人なる配か去こ項 よ等い配当れ第規を法り若社当等する定計第 酉	人し団等のす。条す算24当るの金のるす条等の金のるす条等金のるす条等金	人らはか 第別場規額格受受ら 1益合定と

	以外のものの収益 ける金額によりま		へては4分の1)	いては、	7.((BB)) A
結法人材	また、「関係法人 株式等及び関係法 系る配当等とにそ	株式等」に係	る配当等と「連 該当しない株式	載し、そ	別欄として。 の発生理由 ください。
算入される金額21」及び 「左のうち益金の額に 算入される金額24」の元本が の間に減ます。) の収益の間の末り 後2月り について式等」に 株式等が	出当等の金額(み 会の会員) 会は、 会のに対し、 とのに対し、 とのにが、 との、 との、 との、 との、 との、 との。 との、 との、 との、 との、 との、 との、 との、 との、 との、 との、	、連結法人(派がある他の)項の支払に係、その計算の。 こ取得し、かのがある場合等の額につき	当該連結法人と 連結法人を含み る基準日(信託 基礎となった期 つ、主該基準日 に、その株式等 、「関係法人株 等及び関係法人	き日あ礎以も以が当15さるり日あ礎以も有均内し同そ(つと前の内あすまれ株、(つと前のし的にてじの信てな1とにるる条る式そ信てな1とてに譲計銘支託はつ月当譲場もの配等支の、た以おたのさしが扱い、た以該渡合の7単)支の、た以おたのさし	収そ期内基とにの《筝の仏収そ期内以も末れ益の間に準たは数益の規係の計の取前の後た分算末得後もそ、に元定る分算末得かと2も配の日し2のの令算本に基配の日しらが月の

法 81 の 4、平成 19 年改正前の法 81 の 4、平成 19 年改正法附則 1 八口、32、34、令 155 の 7~155 の 11、規則 8 の 4、措置法 68 の 103、68 の 104

別表九(三) 「連結法人間取引の損益の調整に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の10 (連結法人間取引の損益の調整) の規定の適用を受ける場合に使用します。

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「法人名」	連結親法人の 中に譲渡損益記 連結法人の法人	周整資産に係	系る譲渡損						
「譲渡法人である連結法人名1」	かっこの中に 用を受ける場合 類似適格分割型 の法人名を記載	合の同項に 型分割に係る	見定する適	格合併又は	合併				
「譲受法人である連結法人名2」	かっこの中に 法人間取引の打 合の同項に規定 資又は適格事役 物出資法人又に	員益の調整》 ごする適格合 後設立に係る	の規定の 分併、適格分 被合併法人	適用を受け 割、適格現 、、分割法人	る場 物出 、現				
「譲渡損益調整資産の 種類3」	規則第 27 条 渡等損失額の打 じ当該各号に気 ごとに記載しま	員金不算人》 定めるところ	に掲げる	資産の区分	に応				
「圧縮記帳による損金 算入額7」	譲渡損益調整 買換え等の圧約 別控除額の規定 に算入される金	宿記帳の規定 定の適用を多	定又は資産(受けること)	の譲渡に係	る特	(資産 控除)によされ	Eの譲渡額の接渡額の損金ない。 は、当まれる。		特別 規定 算入 る場
「譲渡利益額の調整」の「当期益金算入額13」	譲受法人にお除却その他これ 除却その他これ 渡法人が連結網 81条の10第2 算入される金額	1らに類する 対税の承認を 項又は第4	る事由が生 ・取り消され 項の規定に	じた場合又 いた場合に、	は譲法第	項第(評価計けるをあります)	1号かり (条の 22 条第 8 号 その にる いた 適 に う いた 道 り いた さ いた さ いた さ いた さ いた さ いた さ いた さ いた さ	ま調を引き、 は関連して、 は関連して、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「譲渡損失額の調整」の「当期損金算入額16」	除却その他これ 渡法人が連結納	はいいである。 1税の承認を 項又は第 4 ¹	事由が生 取り消され 項の規定に	画換え、貸倒れ、 じた場合又は譲 れた場合に、法第 より損金の額に	項第の規定を調整を調整を調整を調整を調整を調整を調整を調整を調整を開発しませば、	1 号かい 定の適 の額に ある場 の計算	条 第 8 第 8 第 8 第 8 5 9 6 に 関 載 し い も に し れ も し れ も し れ も し れ も し も し も も し も も し も も し も も し も も も し も し も し も し も し も し も し も し も と も と	きけるその明
「当期に譲受法人にお いて生じた調整事由18」	げる調整事由((評価換え、	貸倒れ、	第2項各号に掲 余却、圧縮記帳、 等)を記載しま				
「当期の月数(当期が 譲渡年度である場合に は譲渡日から当期の末 日までの月数)20」及び 「当期の月数(当期が 譲渡年度である場合に は譲渡日から当期の末 日までの月数)24」	る同項に規定す 割承継法人の当 年度である場合 末日までの期間 ある場合にあっ 連結法人が当該 ない期間を除き	る適格合併 有該適格合併 には、当該注 は、当該注 で減価償却資 ます。)の	作等に係る 作等の日の 適格資産が 減価値事業 同数を記載	定の適用を受け 合併法人又は分 属する連結事期の 減価償却受けを 産を譲り受けた の用に供してい します。 月未満の端数は				

法81の10、令155の22

別表十四の二 「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第 81 条の 6 ((連結事業年度における寄附金の損金不算入)) (措置法第 68 条の 96 第 1 項 ((認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例)) 又は第 68 条の 96 の 2 第 1 項から第 3 項まで ((特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例)) の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) 及び措置法第 68 条の 88 第 3 項 ((連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)) の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等若しくは公益の増進に著しく寄与する法人(以下「特定公益増進法人」といいます。)に対する寄附金、認定特定非営利活動法人に対する寄附金若しくは特定地域雇用会社等に対する寄附金若しくは特定地域雇用等促進法人に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず、中段の「指定寄附金等に関する明細書」、「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人若しくは特定地域雇用会社若しくは特定地域雇用等促進法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除きます。)に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に上段の欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第 155 条の 16 ((寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算))の規定により各連結法人に帰せられる金額について各連結法人ごとに別葉に記載します。

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「法人名」	連結親法人の 中に「個別帰属 した連結法人の	額の計算」	の「連結法	さもに、かっこの				
「連結法人間の寄附金 額5」	各連結法人だ 一連結グループ 金の額を合計し	プに属する何	也の連結法	金の額のうち[人に対する寄]				
「寄附金支出前連結所得金額8」	「6」+「7」 る場合には0と			がマイナスと	Ĭ			
「連結親法人の期末の 連結個別資本金等の額 10」	連結親法人の 額を記載します		おける連結	個別資本金等の	は出であ	資を有 る場合	· 人が資 · しない には、記 りませ <i>A</i>	法人
「(10)の月数換算額 (10)×12 11」	分子の空欄に 従って計算し、 記載します。			注度の月数 (暦) () 捨てます。) ?				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項		
「損金算入限度額 13」	連結親法人 場合には、記述			ない法人である _{v。}						
「特定公益増進法人、 認定特定非営利活動法 人等に対する寄附金の 損金算入額 14」	(1) 資本等のる	ある連結親法 金額 ない連結親法	《人 「2)記載します。 」と「13」との 」と「9」とのう						
「国外関連者に対する 寄附金額 16」	各連結法人 規定により損 する寄附金の額									
「同上のうち損金の額 に算入されない金額 18」	金額を記載し (1) 資本等の 「14」 - 「1 (2) 資本等の	ます。 ある連結親注 15」の金額	:人	により計算した 「17」-「13」- 「17」-「9」-						
「指定寄附金等に関する明細」の各欄	項第 1 号又は (港湾法の規2 寄附金又は財2	第 2 号に規定 定による港湾 務大臣の指定 場合に、これ	定する国又 高を含みる Eを受けた いらの寄附	o法第 37 条第 3 は地方公共団体 ます。)に対する 寄附金に該当す 金について法第 に記載します。	に対 ては、 載す	する寄	方公共 附金に 番号」 はあり	こついは記		
「特定公益増進法人、 認定特定非営利活動法 人若しくは特定地域雇 用会社若しくは特定地 域雇用等促進法人に対 する寄附金又は認定特 定公益信託に対する支 出金の明細」の各欄	寄附金につい 場合(措置法) 96の2第1項	て法第 81 条6第 68 条の 96 から第 3 項ま	の 6 第 4 項 第 1 項の規 での規定	4項に規定する の適用を受ける 見定、第 68 条の 又は法第 81 条の される場合を含	に掲 法人 がある 24 条	げる特 に対す る場合! の規定 保存し	第1項 定公益 る寄除 こは、規 こによる	连增進 対金等 規則第 証明		
「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細)の各欄	みなされる特定 す。) の信託財	定公益信託(記 付産とするたど	認定特定公めに支出し	、寄附金の額と 益信託は除きま た金銭について 合に記載します。						

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	各欄共通	寄附金の損金 行う連結法人ご		Ė					
	「連結法人名」	寄附金の損金 行う連結法人の		È					
「個別	「指定寄附金等の 金額 24」	「1」のうち 支出した金額を			した連結法人ス	2,2			
帰属額の計算」の	「特定公益増進法 人、認定特定非営利 活動法人等に対す る寄附金額 25」	「2」のうち 支出した金額を	「連結法人』 と記載します	ž					
各欄	「国外関連者に対する寄附金額28」	「連結法人名 法第68条の88 れない国外関連	第3項の規	定により損		<u> </u>			
	「連結法人間の寄 附金額 30」	「連結法人名 た寄附金の額の 連結法人に対す							

4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第81条の6の規定の適用を受ける場合には、令第155条の14 ((特定公益信託の要件等))の規定により、この明細書にその公益信託が法第37条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第77条の2第2項に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

5 根拠条文

法 81 の 6、令 155 の 13~155 の 16、規則 22 の 5~24、措置法 68 の 88③、68 の 96①、68 の 96 の 2①~③、措置法規則 22 の 76 の 4

別表十五の二 「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、措置法第68条の66 ((交際費等の損金不算入)) の規定の適用を受ける場合に使用します。

- (注) 措置法第68条の66第3項第2号に規定する飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」といいます。)のために要する費用(1人当たり5,000円以下の飲食費)について、同号の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますのでご注意ください。
 - ① その飲食等のあった年月日
 - ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
 - ③ その飲食等に参加した者の数
 - ④ その飲食等のために要する費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
 - ⑤ その他参考となるべき事項

2 記載の手順

この明細書は、まず各連結法人ごとに「5」から「19」までの各欄を記載し、次に「1」から「4」までの各欄を記載します(個別帰属額の計算を行う場合には、「20」を最後に記載します。)。

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「定額控除限度額2」	連結親法人の	期末におけ	ける資本金	の額又は出資金	資	本金額	[等を有	īしな
	の額(以下「資	本金額等」	といいまっ	す。) の区分に応	い連	結親法	人につ	いいて
	じ、それぞれ次	の定額控除	限度額を記	記載します。	は、指	昔置法名	冷第39 条	€の93
	(資本金額	等)	(定額控除	除限度額)	((資本	金の客	質又は出	資金
	(1) 1億円以下	·····400万	\overline{i} 円× $\frac{12}{12}$	- 相当額	の額	に準ず	うもの	の範
					囲等))の規	たによ	り計
	(2) 1億円超…	0	円		算し	た金額	を資本	金額
	12			連結親法人事業		します。	>	
	年度の月数(暦	に従って計	算し、1月	未満の端数は切				
	り上げます。)	を記載しまっ	す。					
「法人名①~④」	交際費等を支	こ出した連絡	皆法人の法	人名を記載しま				
	す。							

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「 5 」から「16」までの 各欄	連結法人別にて、その科目の			費等の額につい B載します。	費等の によっ のほれ 資産の	の額にはる交際が、固定の取得	出した ま、損金 費等の 定資産や 価額又	金経理の金額の制御のは、
					た交際	際費等	額に含に該当て記載	する
「個別帰属損金不算入額20」	各連結法人の 帰属額を計算す			入額に係る個別				

措置法 68 の 66、措置法令 39 の 93、39 の 94、措置法規則 22 の 61 の 4

別表十八の二 「法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書」

1 この表の用途

この表は、連結親法人(普通法人に限ります。)が連結中間申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「税務署処理欄」						記載い。	載しな	いでく	ださ
「修正・更正・決定の年月日」	当期開始の日! 後に修正申告書 の通知のあった	を提出した	た日又は更						
「前連結事業年度の法 人税額」の「同上のうち 土地譲渡税額及びリー ス特別控除取戻税額」	前期に措置法 出がある場合の の支出がある場 の外書の金額を	課税の特付合には、同	列》に規定 [、]]期の別表-	する使途秘 ・の二()の	匿金				
「月数換算」	「同上の税額× (暦に従って計 す。)を記載しま	算し、1 丿							
「納付すべき法人税 額」	連結親法人が ロに係る部分に 項まで(連結中間 (連結中間納付額 には、別表十八の	限ります。) 間申告》又 額の調整》	若しくは は令第 155 の規定の適	第2項から 条の 47 第 用を受ける	第 6 1 項 場合				

3 根拠条文

法81の19、令155の47、規則37の8

別表十八の二付表一 「連結中間納付額の調整計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人(普通法人に限ります。)が法第81条の19第1項(第1号イ又は口に係る部分に限ります。)若しくは第2項から第6項まで((連結中間申告))又は令第155条の47第1項(連結中間納付額の調整)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「同上のうち土地譲渡 税額及びリース特別控 除取戻税額2」	前期に措置法 出がある場合の の支出がある場 の外書の金額又 加えた金額を記)課税の特の 合には、同 は別表一の	列》に規定 期の別表-	-の二(一)の「10」				
「前期実績基準額(別表十八の二付表二 「4」)又は((3)×6) 4」	,.	消し、当期 である場合 上で、「(別	が最初の連合には分母		たが 満の	期の月 って計 端数は	算し、1	月未

3 根拠条文

法81の19、令155の47、規則37の8

別表十八の二付表二 「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額等並び に連結納税への加入及びその承認の取消しの場合 の調整額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人(普通法人に限ります。)が法第81条の19第1項(第1号イ又は口に係る部分に限ります。)、第2項、第3項若しくは第5項((連結中間申告))又は令第155条の47第1項(第1号、第2号イ若しくは二又は第3号イ若しくはハに係る部分に限ります。)((連結中間納付額の調整))の規定の適用を受ける場合に使用します。

欄欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「最初の連結事業年度 の前期実績基準相当額 の計算」の各欄					業年	期が最 度の場 ます。		
「最初の連結事業年度 の連結親法人を設立し た適格合併による加算 調整額の計算」の「直前 の事業年度又は連結事 業年度」の各欄	終了した適格合 ます。)に係る 6 月に満たない 度(その月数か	が併(連結親) 被合併法人の いものを除き いものを除き い事業年度で	生人を設立 の各事業年 ます。) 又 ないもの	年前の日以後に したものに限り 度(その月数が は各連結事業年 を除きます。)の 業年度の開始及				
「被合併法人の確定法 人税額等6」		条第3項(中間申告》	の規定による読 に規定する被合 す。				
「前期に連結完全を 関係を有することとに係 った連結加入法人算調整相に のがでは、 を配関には、 を記して、 を記して、 を記して、 を記して、 を記して、 を記して、 を記して、 に係るので、 は連結事業年度」の ののの。 のののの。 のののの。 のののの。 のののの。 のののの。 のののの。 のののの。 のののの。 のののの。 ののののの。 ののの。 ののの。 のののの。 のの。 の。	人の当該連結事 終了した各事業 を除きます。) に満たないもの	工業年度開始 年度(その) 又は各連結 なを除きます	aの日の 1 月数が 6 月 事業年度 (-。) のうち	する連結加入法 年前の日以後に に満たないもの (その月数が6月 最も新しい事業 了の日を記載し				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「連結加入法人の確定	法第81条の1	9第2項に	規定する連	結加入法人の確				
法人税額等10」及び「連	定法人税額等を	記載します	۲.					
結加入法人の確定法人								
税額等14」の各欄								

法81の19、令155の47、規則37の8

別表十八の二付表三 「連結法人間合併、分割型分割等の場合の調整額の 計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人(普通法人に限ります。)が法第81条の19第4項若しくは第6項(連結中間申告))又は令第155条の47第1項(第1号、第2号ロ、ハ若しくはホ又は第3号ロに係る部分に限ります。)(連結中間納付額の調整)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「最後事業年度」					たな	の月数: いもの します。	であっ	
「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	当該連結事業 了した被合併法 たないものを除 月数が 6 月に満 新しい事業年度 日を記載します	人の各事業 きます。) 情たないもの E又は連結	年度 (その 又は各連結 Dを除きま	事業年度(そのす。)のうち最	満のも			
「被合併法人の確定法 人税額等2」、「被合併 法人の確定法人税額等 6」、「被合併法人の確 定法人税額等10」、「被 合併法人の確定法人税 額等14」の各欄	法第81条の1条第2項各号(定法人税額等を	中間申告》	に規定する	読替後の法第で 被合併法人の				

3 根拠条文

法81の19、令155の47、規則37の8

IV 「法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの

次に掲げる明細書の記載に当たっては、「平成 19 年版 法人税申告書記載の手引」に準じて行ってください。

なお、各明細書の用途及び留意点等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

別表二 「同族会社等の判定に関する明細書」

1 用途

連結親法人が法第2条第10号((定義))に規定する同族会社に該当するかどうか及び法第81条の13((連結特定同族会社の特別税率))の規定の適用がある特定同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。

したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

2 留意点等

この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

別表五(一)付表 「種類資本金額の計算に関する明細書」

1 用途

二以上の種類の株式を発行している連結法人が令第8条第2項 ((資本金等の額)) に 規定する種類資本金額を計算するために使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十一(一) 「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する 明細書」

1 用途

法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入))の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第52条第1項(個別評価金銭債権に係る貸倒引当金))の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十一(一の二) 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 用途

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第52条第2項(一括評価金銭債権に係る貸倒引当金)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十一(三) 「退職給与引当金の益金算入に関する明細書」

1 用途

平成14年7月改正法附則第8条(第1項を除きます。)(退職給与引当金に関する経過措置)の 規定により退職給与引当金勘定の金額の取崩額等の計算を行う場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十四(一) 「特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金 不算入額の計算に関する明細書」

1 用途

- (1) この明細書の I は、法第 2 条第 10 号((定義)) に規定する同族会社である連結法人が法第 35 条第 1 項 ((特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)) に規定する特殊支配同族会社に該当するかどうかを判定する場合に使用します。
- (2) この明細書のIIは、特殊支配同族会社に該当する連結法人が法第35条第2項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の不適用))の規定に該当するかどうかを判定する場合に使用します。

(3) この明細書のⅢは、特殊支配同族会社が法第81条の3(法第35条第1項((特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入))の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定により損金の額に算入されない金額を計算する場合に使用します(その連結事業年度においてその特殊支配同族会社の業務主宰役員に異動があったことにより、令第72条の2第1項後段((特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等))の規定の適用を受けることとなった場合には、同項に規定する期中業務主宰役員に対する当期の業務主宰役員給与額については他のⅢの用紙を使用します。)。

2 留意点等

- (1) この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。
- (2) この明細書のIによる判定は、当期末の現況により行います。
- (3) 連結法人が特殊支配同族会社に該当する場合には、法第35条第2項((特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の不適用))の規定の適用により同条第1項の規定の適用がないときであっても、当期の連結確定申告書に添付しなければなりませんので、ご注意ください。
- (4) 令第72条の2第2項((特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算))の規定の適用を受ける場合は、当期の連結確定申告書の提出期限(連結中間申告書を提出する場合には、その連結中間申告書の提出期限)までに次のイの書類及びロの書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要がありますので、ご注意ください。
 - イ 同項の規定の適用を受ける合算対象給与額及び特殊支配同族会社の当該連結事業年度終了 の時におけるその合算対象給与額を支給する法人についての次のような事項(その詳細は、 規則第22条の4第1項各号((特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算)) に規 定しています。) を記載した書類
 - (イ) 名称及び納税地
 - (ロ) 発行済株式又は出資の総数又は総額
 - (ハ) 株主等の氏名又は名称及び各株主の保有する株式又は出資の数又は金額
 - (二) 常務に従事する役員の氏名及び役職名
 - (ホ) 業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の氏名並びにこれらの者とその特殊支配同族会社の令第72条の2第2項の業務主宰役員との関係
 - (へ) 上記(イ)から(ホ)までに掲げる事項のほか、その合算対象給与額を支給する法人が令第72条の2第3項に規定する他の特殊支配同族会社に該当することについての説明
 - ロ 他の特殊支配同族会社が作成した合算対象給与額の支給金額を証する書類でその支給額が 支給時期ごとに記載されているものの写し

別表十四(一)付表 「特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関 する明細書」

1 用途

令第72条の2第5項((特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等)) に規定する基準期間がある特殊支配同族会社である連結法人が、法第35条第2項に規定する基準 所得金額を計算する場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六(一) 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算 に関する明細書」

1 用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について旧定額法又は定額法により償却額を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書等が必要とされます。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第63条第2項(減価償却に関する明細書の添付))の規定による合計表を添付する場合にもこの表の書式により記載します。
 - (注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、措置法第68条の30(経営基盤強化計画を実施する特定中小企業者の機械等の割増償却))及び第68条の31第1項(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等))の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので、ご注意ください。
- (4) 平成 18 年 4 月 1 日以後に取得等をした資産でその取得価額が 30 万円未満であるものについて、措置法第 68 条の 102 の 2 ((中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例))の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を使用してください。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(3)の合計表を添付する場合にあっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金等の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「残存価額17」、「差引取得価額×5%18」、「旧定額法の償却率20」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。

別表十六(二) 「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算 に関する明細書」

1 用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について旧定率法又は定率法により償却額を計算する場合に使用します。
- (2) 別表十六(一)の1(2)から(4)までと同様です。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六(六) 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

1 用途

(1) 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第2号((繰延資産の償却限度額))の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

(2) 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第1号((創立費等の償却))又は平成17年改正前の措置法第68条の39(鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却))の規定により一時に償却ができるものとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(1)の場合に繰延資産の償却に関する明細書の提出について、法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第67条第2項(繰延資産の償却に関する明細書の添付))の規定を受けて、明細書の代わりに同項に規定する合計額を記載した書類による場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月2」、

「償却期間の月数4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」の各欄の記載は必要ありません。

別表十六(七) 「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

1 用途

措置法第68条の9第6項に規定する中小連結親法人又はその中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が措置法第68条の102の2(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 留意点等

- (1) この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。
- (2) この制度の適用がある少額減価償却資産は、中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価 償却資産の取得価額の合計額のうち300万円(当該連結親法人の連結親法人事業年度が1年に満 たない場合には、300万円を12で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算し た金額。以下同じ。)に達するまでの少額減価償却資産となります。したがって、各連結法人ご とに作成するこの明細書に記載する少額減価償却資産の取得価額の合計額を合計した金額は、 300万円が限度となりますのでご注意ください。
- (3) 資本金の額又は出資金の額は 1 億円以下の連結親法人でその発行済株式又は出資の総数又は 総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている連結親法人及びその連結親法人と連結完全 支配関係にある連結子法人については、この制度の適用がありませんのでご注意ください(次表 の「中小連結親法人の判定」欄に記載して判定してください。)。

			中	/]	`	連	結	親	法	J	(か	判	定					
発 出 資	テ 済 の 総	株数	式 又 は	又総	は 額	a			大株	順位	大	規模	其法人	名	株出	式資	数 金	又 の	は 額
常時	使用す	る後	É 業	員の	数	b		人	規式模数	1				g					
大数規等		原 位 出 資		朱式の額	数 (g)	С			法等人の					h					
大規模法人数等の保	保 有	割	合	(c) (a)		d		%	の明保細					i					
	大規模に又はは	法 人 合 出 資	計の金の	- PI 4	数 (k)	е			有す					j					
の株式	保 有	割	合	(e) (a)		f		%	9 る		(g) + (h)	計)+(i)	+(j)	k					

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

- 1 「保有割合 d」が 50%以上となる場合又は「保有割合 f」が 3分の 2 (66.666%) 以上となる場合には、この制度の適用はありませんのでご注意ください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細g~k」の各欄は、その連結親法人の株主等のうち大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。) について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

別表十六(八) 「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

1 用途

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第133条の2(一括償却資産の損金算入)の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六(九) 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1 用途

措置法第68条の41 ((準備金方式による特別償却))、平成13年改正前の措置法第52条の3 ((準備金方式による特別償却)) 又は平成13年改正法附則第20条 ((準備金方式による特別償却に関する経過措置)) の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六一から別表十六回までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。

V 個別帰属額の届出書等の記載の仕方

個別帰属額等の一覧表

1 この一覧表の用途

この一覧表は、連結親法人が連結確定申告書を提出する場合において、この連結確定申告書の添付書類である「個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類」として使用します。具体的には、各連結法人ごとに作成した個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類をとりまとめ、その表紙として使用してください(「I7 連結確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。)。 (注) この一覧表に添付する各連結法人ごとに作成した個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

村闌	記 載 要 領	注 方	意	事	項
「納税地等」	連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。				
「売上金額」	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の届出書の「※税務署処理欄」における「売上金額」欄の金額を各連結法人ごとに記載してください。	売上金 事業者が なり、ま る事務の ながるこ お願いし		の参客にない。	考とおけっても載を
「個別所得金額又は個 別欠損金額」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額 1」欄の金額を記載してください。				
「個別帰属額」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額14」、連結親法人が協同組合等である場合には、「連結法人税個別帰属額16」、連結親法人が特定の医療法人である場合には、「連結法人税個別帰属額12」欄の金額を記載してください。				
「期中加入」	期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(加入)」を提出した子法人について〇を付してください。				
「連結子法人数 法 人」	連結子法人数の合計を記載してください。				

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「連結親法人及び連結 子法人の個別帰属額等 の合計額」	連結親法人及額等の合計を記述			に係る個別帰	属				
「参考」	連結子法人の見なお、「加入して連結親法人と関係を有するこれ連結子法人数」間に連結完全支載してください。	た連結子浴 の間に当該 ととなった の欄は、身 配関係を有	法人数」の概 連結親法人 子法人数を 期中において	順は、期中にお による完全支 記載し、「離脱 で連結親法人と	配しの	+「加 - 「腐 = 「护	n入した 雑脱した	連結子法 連結子法 連結子法 連結子法	人数」

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 - 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分

1 この届出書の用途

- (1) この届出書は、普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結親法人に係る連結子法人が、 法第81条の25 ((連結子法人の個別帰属額等の届出))の規定により、当該連結子法人の本店又は主た る事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類(個別帰属額及びその計算の基礎 を記載した書類)を提出する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。
- (2) この届出書は、普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結法人が連結確定申告書に添付する個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。

なお、連結子法人分は、(1)により作成したものの写しを使用することとして差し支えありません。

個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三二~別表十七を使用してください。なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。また、(2) の場合(連結確定申告書の添付書類)に作成する連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書への添付を省略することができます。

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
同非区分 特定 同族会社 非制族会社	別表一の二(- の区分を表示し		分」に表示	する連結親法	の「II るも 法人	司非区分 のでは:	、各連結 分」を表 なく、連 ド区分」 です。	ラデナ 単結親
「旧所在地及び旧法人 名」	当期中に連絡の所在地又は法 地若しくは旧所	(人名に変更)	があった場					
「※税務署処理欄」	原則として記 ただし、「売 売上(収入)金 特別利益を除さ の端数は切り上	上金額」欄に 額の合計額 ます。) を1	こついては (雑収入、 00万円単位	、損益計算書 営業外収益及 立(100万円未	か 事業 なり る事 なが	者免税 、また税 務の効 ること	は、消費 点の署に 率化に から、ま かいます。	考とこおけるものに載を
別 表 等 要	るため、翌連結表セット及び甚合には「否」欄	事業年度以降 動定科目内訴 引に○をしま	降、個別帰 と明細書の す。		计場			

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
		为訳明細書の	送付が必	出書付表セット要となった場合				
税理士法第30条の書面提出有				明示》に規定す ○をしてくださ				
「連結事業年度分の 申告に係る 届出書」	ます。 (1) 連結確定申 (2) 連結確定申 定」 (3) 期限後申告 確定」	告に係るもの 告の修正申告 に係るもの・ もの・・・・・・・	か	次により記載し「連結確定」「修正連結確「期限後連結「更正 申告 」「決定 申告 」	空欄に、こ	こ「更」 と記載 生のよ 重線で	の場合に E」又に すると うに「F 消して	は「決とも申告」
「個別所得金額又は個別欠損金額1」	ます。 (1) 別表七の3 結法人 別表四の3 記載し、別表 に記載し、(2 を上段に記載 (2) (1)以外の選	二付表二「2 二付表「46の 七の二付表」 イ)の金額と 战します。 連結法人 二付表「46の	7」に金額の ①」の金額 二「27」の金 (ロ)の金額 ①」の金額	次により記載し の記載のある連 を中段の(イ)に 額を下段の(ロ) を合計した金額 を中段の(イ)に				
「個別リース特別控除取戻税額5」	の規定によれた目 表別ではれた目 表別では、 表別では、 表別では、 表別では、 の があるだとは、 の は は は で は で は で は さ に と は さ れ た に と に り 消 さ は た に り り 消 に と り り に り に り に り に り に の に の に の に の に の	法第4条の2(Hの前日の属 国の前日の属 適用によりか 合には、そのか 88条の9第1 場合の試験研 68条の10第 場合のエネル 法人税額))	連結納税義 する連結事 可算するこ 金額につい の項(連結 究費の額に 5項(連結	認の取消し等》 議務者》の承認を 業年度で、次に ととされて くいに にる は、一人の本語を は、は、一人の本語を は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	計算	に関す 記載し	その金の銀行を	を別

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	人(a)(b)(b)(a)(b)(b)(a)(b)(c)(a)(b)(c)(a)(b)(c)(c)(c)(d)(c)(c)(e) </td <td>8条の12第書 8条の12第書 8条の12第書 8条の13 7条の13 7条の13 7条の13 7条の13 7条の13 7条の14 7条の15 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76</td> <td>7項強化 (4 特) (4 4)</td> <td>機械等に係る語、納底 納底 納底 納底 納底 納底 納底 納底 納底 納底 が の は の は の の は の の は の の は る 承 る 承 る 承 人 承 係 が 特 効 法 れ また また</td> <td>取说 取用 取営 取人 通余有条</td> <td></td> <td></td> <td></td>	8条の12第書 8条の12第書 8条の12第書 8条の13 7条の13 7条の13 7条の13 7条の13 7条の13 7条の14 7条の15 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76	7項強化 (4 特) (4 4)	機械等に係る語、納底 納底 納底 納底 納底 納底 納底 納底 納底 納底 が の は の は の の は の の は の の は る 承 る 承 る 承 人 承 係 が 特 効 法 れ また	取说 取用 取営 取人 通余有条			
「連結法人税個別帰属 額計10」	その連結法人 する使途秘匿金 出額の 40%相! ます。	の支出がある	る場合には、		支 (類11) 得に 別帰。 にき	の場合、 」及び 対するi 属額12」 たった金額 ていま算した。	「差引返車結法 <i>」</i> の欄の は、この 頃を「1	連結所 人税個 D記載 D外書
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」及び「この届出が修正申告等によるものである場合」の各欄の外書	法第81条の3 規定により還付 に帰せられるも のがあるときに	の請求をした	た法人税の智 す。)で還付	されていない	٨			
「連結欠損金の繰戻し による還付金の個別帰 属額13」	修正申告をす 項(連結欠損金 る法第80条第 定により還付さ きは、その還付 るものに限りま	の繰戻しに 6項(欠損金 をする金額に け加算金の額	よる還付》 の繰戻しに こ係る還付だ i (その連結	よる還付》の 加算金がある 法人に帰せら	ました			

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「この届出の基因となった申告等により増加 又は減少する連結法人 税個別帰属額(14)-(18)19」	「14」の金額 ナスとなる場合 ます。)を記載し	には、その		章した金額がマイ 全額(△印を付け				
「連結親法人が中小法人の場合」の各欄	連結親法人が 結事業年度の連 適用を受ける場	結所得に対	する法人税の	《中小法人の各連 の税率》 の規定の				

VI 参考

連結確定申告書の添付書類として納税地の所轄税務署長に提出する個別帰属額に関する書類については、その書類のうち連結子法人分は連結確定申告書別表により作成したものに限り添付を省略することができます。

また、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書は、その連結子法人に係る各別表の付表だけでなく、その連結子法人の個別帰属額を算出するために必要な別表も提出する必要があります。

その提出する書類及び連結法人の区分ごとに、提出を要するもの(\bigcirc)、省略できるもの(\triangle)又は提出を要しないもの(\times)に整理すると、次表のとおりとなります。

別表番号等	別 表 の 名 称	連結確定申告書	連結確定申告 書の添付書類		個別帰属額 等の届出書
		T H	親	現 子 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	子
1 Ø 2 (1)	各連結事業年度の連結所得に係る申告書-普通法人(特定の医療法人を除く。)の分	0	×	×	×
1 Ø 2 (2)	各連結事業年度の連結所得に係る申告書ー協同組合等の分	0	×	×	×
1 Ø 2 (3)	各連結事業年度の連結所得に係る申告書-特定の医療法人 の分	0	×	×	×
	個別帰属額等の一覧表	×	(全体 [*]) で1枚)	×
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書-連結 親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法 人の分	×	0	0	0
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 - 連結 親法人が協同組合等である連結法人の分	×	0	0	0
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 - 連結 親法人が特定の医療法人である連結法人の分	×	0	0	0
2	同族会社等の判定に関する明細書	0	×	×	×
3 (2)	土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関 する明細書	0	0	Δ	0
3(202)	優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった土地 等の譲渡に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する 明細書	0	0	Δ	0
3(203)	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等及 び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地 等に関する明細書	0	0	Δ	0
3(2の3) 付表	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直接又は間接 に要した経費の額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別表の名称	連結確定		定申告	個別帰属額 等の届出書
		申告書	親	子	子
3 (3)	短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する 税額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (5)	課税除外とされる短期所有に係る土地等(面積 1,000 平方メートル以上のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (6)	課税除外とされる短期所有に係る土地(面積 1,000 平方メートル未満のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (7)	課税除外とされる買取仲介に係る短期所有に係る土地等の 譲渡益に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (8)	課税除外とされる不動産特定共同事業契約に係る事業参加 者から取得した短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明 細書	0	0	Δ	0
302	連結同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する 明細書	0	0	Δ	0
3の2 付表	連結同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の 計算に関する明細書	0	0	Δ	0
4 O 2	連結所得の金額の計算に関する明細書	0	×	×	×
4の2 付表	個別所得の金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
5(1)付表	種類資本金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
5 Ø 2 (1)	連結利益積立金額及び連結資本積立金額の計算に関する明細書	0	×	×	×
5の2(1) 付表1	連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
5の2(1) 付表2	連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連 結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書	○ (子法人 分のみ)	×	Δ	0
5 Ø 2 (2)	連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	0	×	×	×
5の2(2) 付表1	各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等及び租税 公課の納付状況等に関する明細書	0	0	Δ	0
5の2(2) 付表2	連結親法人の連結法人税個別帰属額の受払いに関する明細 書	0	0	×	×
6 (2 Ø 2)	当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別表の名称	連結確定		定申告	個別帰属額 等の届出書
		申告書	親	子	子
6 (3)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計 算に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (3) 付表 1	地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (3) 付表 2	適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の繰越控除余裕 額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (3) 付表 3	適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控除余裕額又 は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (4)	直接納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (402)	利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国 法人税額等に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (5)	間接納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国 法人税額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6(502)	外国孫会社に係る外国法人税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (503)	外国子会社が納付したとみなされる外国法人税額に関する 明細書	0	0	Δ	0
6 (10)	中小企業者等又は中小連結法人が特定機械等を指定事業の 用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関す る明細書	0	0	Δ	0
6 (11)	リース資産の使用状況等に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (13)	事業基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリ ース特別控除取戻税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (14)	リース資産の使用状況等に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (17)	沖縄の特定中小企業者又は特定中小連結法人が経営革新設 備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻 税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (18)	リース資産の使用状況等に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (20)	リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合の リース特別控除取戻税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (21)	リース資産の使用状況等に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (23)	情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリ ース特別控除取戻税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (24)	リース資産の使用状況等に関する明細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別 表 の 名 称	連結確定申告書		連結確定申告 書の添付書類		
		中口盲	親		子	
6 Ø 2(1)	連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書	0	0	Δ	0	
6 Ø 2 (2)	連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(2)付表	各連結法人の外国税額の控除に関する明細書	0	0	Δ	0	
6 Ø 2 (3)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細 書	0	0	Δ	0	
6の2(3) 付表1	各連結法人の平均売上金額の計算等に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(3) 付表2	各連結法人の当期控除額の個別帰属額等に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(3) 付表3	連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書	0	0	Δ	0	
6 Ø 2 (4)	中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控 除に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(4) 付表1	各連結法人の当期控除額の個別帰属額等に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(4) 付表2	繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明 細書	0	0	Δ	0	
6 Ø 2 (5)	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人 税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(5) 付表	エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額に関する明 細書	0	0	Δ	0	
6 Ø 2 (6)	中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別 控除に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(6) 付表	機械等の取得価額等に関する明細書	0	0	Δ	0	
6 Ø 2 (7)	事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(7) 付表	事業基盤強化設備の取得価額等に関する明細書	0	0	Δ	0	
6 Ø 2 (8)	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法 人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(8) 付表	工業用機械等の取得価額に関する明細書	0	0	Δ	0	

別表番号等	別 表 の 名 称	連結確定		連結確定申告 書の添付書類		
		申告書	親	子	子	
6 O 2 (9)	沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合 等の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(9) 付表	経営革新設備等の取得価額等に関する明細書	0	0	Δ	0	
6 0 2 (10)	情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に 関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(10) 付表	情報通信機器等の取得価額等に関する明細書	0	0	Δ	0	
6 0 2 (11)	情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控 除に関する明細書	0	0	Δ	0	
6の2(11) 付表	情報基盤強化設備等の取得価額等に関する明細書	0	0	Δ	0	
6 O 2 (12)	教育訓練費の増加額に係る法人税額の特別控除に関する明 細書	0	0	Δ	0	
6 Ø 2 (13)	中小連結法人の教育訓練費の額に係る法人税額の特別控除 に関する明細書	0	0	Δ	0	
7の2	連結欠損金等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0	
7の2 付表1	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書	0	0	Δ	0	
7の2 付表2	連結欠損金個別帰属額に関する明細書	0	0	Δ	0	
7の2 付表3	会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金 算入に関する明細書	0	0	Δ	0	
802	連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明 細書	0	0	Δ	0	
9 (1)	保険会社の契約者配当及び協同組合等の事業分量配当等の 損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0	
9 (2)	新株予約権に関する明細書	0	0	Δ	0	
9 (3)	連結法人間取引の損益の調整に関する明細書	0	0	Δ	0	
9 (4)	組合事業等による組合損失額の損金不算入又は組合等損失 超過合計額の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0	
10(1)	沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明 細書	0	0	Δ	0	

別表番号等	別 表 の 名 称	連結確定申告書		連結確定申告 書の添付書類	
		千口首	親	. –	子
10(2)	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
10(6)	社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
10 O 2	収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の 特別控除並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入 に関する明細書	0	0	Δ	0
11(1)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明 細書	0	0	Δ	0
11(102)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明 細書	0	0	Δ	0
11(2)	返品調整引当金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
11(3)	退職給与引当金の益金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
11(4)	特別修繕引当金の益金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(1)	海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(2)	金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(3)	岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭等採掘場に係 る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(4)	特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算 入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(5)	特定都市鉄道整備準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(6)	新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(7)	ガス熱量変更準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(8)	電子計算機買戻損失準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(9)	使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	0	0	\triangle	0
12(10)	原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(11)	保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	0	0	\triangle	0
12(12)	特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	0	0	\triangle	0
12(13)	社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書			個別帰属額 等の届出書
		中口盲	親	注	子
12(14)	農用地利用集積準備金の損金算入及び特定農用地利用規程 に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算 入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(15)	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12(18)	プログラム等準備金の益金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
12 (20)	使用済核燃料再処理準備金の益金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
13(1)	国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産 等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
13(2)	保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関 する明細書	0	0	Δ	0
13(3)	交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細 書	0	0	Δ	0
13(4)	収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関 する明細書	0	0	Δ	0
13(5)	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金 算入に関する明細書	0	0	Δ	0
13(6)	特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入 に関する明細書	0	0	Δ	0
13(7)	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
13(8)	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等 の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に 関する明細書	0	0	Δ	0
13(9)	承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換に伴 い取得した土地等の圧縮損の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
13(10)	特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した 特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
13(11)	賦課金で取得した試験研究用資産及び中小企業団体の組織 に関する法律に規定する中小企業者等が現物出資した場合 の圧縮額の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別表の名称	連結確定			個別帰属額 等の届出書
		申告書	親	定申告 付書類	子
13(12)	転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等及び水田 農業構造改革交付金等で取得した固定資産の圧縮額等の損 金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
14(1)	特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金不 算入額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
14(1)付表	特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
14(3)	民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する明細書	0	0	Δ	0
14(4)	特定資産譲渡等損失額の損金不算入及び特定資本関係発生 日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する 明細書	0	0	Δ	0
14(4)付表	時価純資産価額及び簿価純資産価額に関する明細書	0	0	Δ	0
14 の 2	連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
15 の 2	交際費等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
16(1)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に 関する明細書	0	0	Δ	0
16(2)	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に 関する明細書	0	0	Δ	0
16(3)	旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資 産の償却額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
16(4)	旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又は リース期間定額法による償却額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
16(5)	取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
16(6)	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
16(7)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明 細書	0	0	Δ	0
16(8)	一括償却資産の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
16(9)	特別償却準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
16(10)	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細 書	0	0	Δ	0
16(11)	非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書	0	0	Δ	0
17(1)	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に関する明 細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告 書の添付書類		個別帰属額 等の届出書
		中口盲	親	子	子
17(1)付表	国外支配株主等及び特定債券現先取引に関する明細書	0	0	Δ	0
17(2)	特定外国子会社等に係る課税対象留保金額又は個別課税対 象留保金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(2)付表	特定外国子会社等の判定に関する明細書	0	0	Δ	0
17(202)	特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る控除対象外国 法人税額及び課税済留保金額の損金算入額等の計算に関す る明細書	0	0	Δ	0
17(2の2) 付表 1	適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の課税済留保金 額及び控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(2の2) 付表 2	適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済留保金額及 び控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(203)	特定外国子会社等に係る課税済間接配当等の額の計算に関 する明細書	0	0	Δ	0
17(204)	特殊関係内国法人の状況等に関する明細書	0	0	Δ	0
17(3)	国外関連者に関する明細書	0	0	\triangle	0

[⊯] 連結確定申告書別表の用紙は、国税庁のホームページ (http://www.nta.go.jp) の「税務手続の案内」コーナーに掲載しており、アウトプットして使用することができます。